

令和元年版
環境報告書
平成30年度実績



豊田市

本市は、平成17年の市町村合併により、面積は918.32 km²となり、県内最大となりました。世界をリードするものづくり産業の中核都市としての顔を持つ一方、市域の約7割に広大な森林を有し、世界的にも貴重な湿地が保全されているなど、私たちは四季折々に彩られる豊かな自然の恵みを受けながら暮らしています。

その一方、地球温暖化の進行やそれがもたらす豪雨などの異常気象の増加、生物多様性の損失、高齢化の進展や社会構造の変化による廃棄物処理における対応の必要性など、今後の環境政策の在り方に大きな変化が求められています。

そのような状況の中、本市は平成30年に豊田市環境基本計画を策定し、「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する目標や施策、その実現に向けた取組の方向性を示しました。

「WE LOVE とよた」を合言葉に、一人ひとりの環境行動の促進、共働による相乗効果の創出、環境行動を下支えする仕組みづくりを進めてまいります。

また、国から選定された「SDGs 未来都市」として国連が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現のためSDGsに関する様々な取組を実践するとともに、「ミライのフツー」を目指して、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

本報告書は、平成30年度における本市の環境の状況と、実施した環境施策の概要についてまとめたものです。

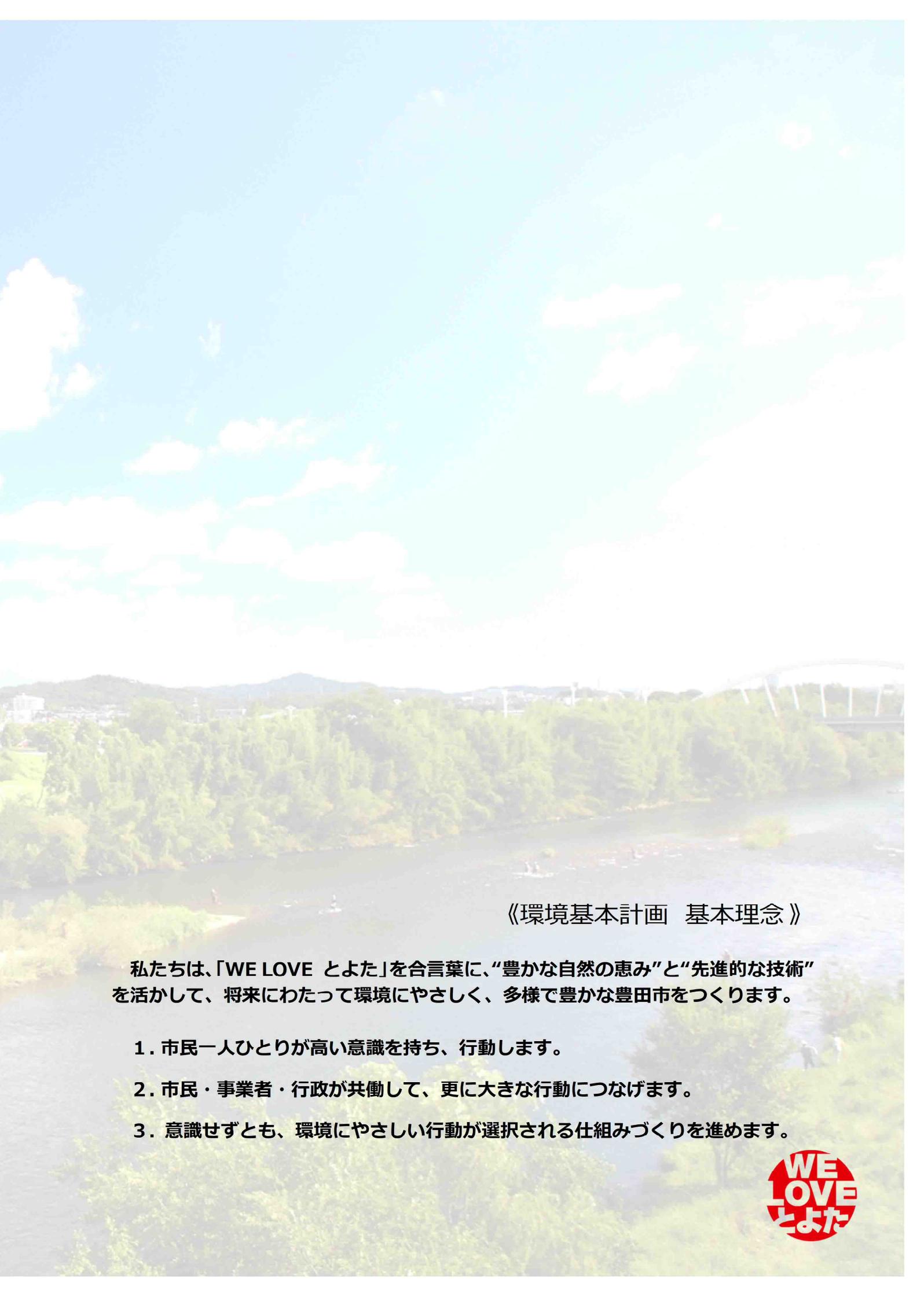
本報告書の発刊を契機とし、産業と環境配慮が両立した持続可能な都市であり続けるために、市民一人ひとりが環境配慮行動を考えるきっかけとなれば幸いです。

おわりに、本報告書発行にあたり、ご協力くださった多くの皆様に心から感謝申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

豊田市長

太田 稔彦





《環境基本計画 基本理念》

私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

1. 市民一人ひとりが高い意識を持ち、行動します。
2. 市民・事業者・行政が共働して、更に大きな行動につなげます。
3. 意識せずとも、環境にやさしい行動が選択される仕組みづくりを進めます。



目次

ハイライト	低炭素社会	1
	自然共生社会	3
	循環型社会	5
	安全安心社会	7
	市民の環境行動力の向上と共働の分野	8
	豊田市環境基本計画成果指標一覧 (主要データ)	9

事業詳細編	低炭素社会	11
	自然共生社会	14
	循環型社会	16
	安全安心社会	18
	市民の環境行動力の向上と共働の分野	20

資料編	低炭素社会に関する施設・設備	22
	低炭素社会に関する制度・事業	26
	自然共生社会に関する施設	30
	自然共生社会に関する法令・規則・制度	32
	自然共生社会に関する自然の現状	37
	循環型社会に関する施設	42
	循環型社会に関するごみの回収状況	44
	安全安心社会に関する制度・協定	49
	安全安心社会に関する調査とその結果概要	51
市民の環境行動力の向上と共働の分野に関する支援制度	55	

総合資料編	環境行政年表	58
	環境部の業務内容	59
	開発に関する法規制等	61
	環境関連例規	63
	環境関連資料	66

4つの社会と1つの分野について



本市の環境に関する状況・課題を、4つの社会と1つの分野で構成しています。

人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減されて「安全・安心」が確保されることを前提として、「低炭素」、「自然共生」、「循環型」の各社会を総合的に実現し、健全で恵み豊かな環境を保全していくものです。

そして、市民一人ひとりが高い意識の下、「環境行動力」を発揮し、各主体が「共働」で取り組むことで、これらの社会を実現していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

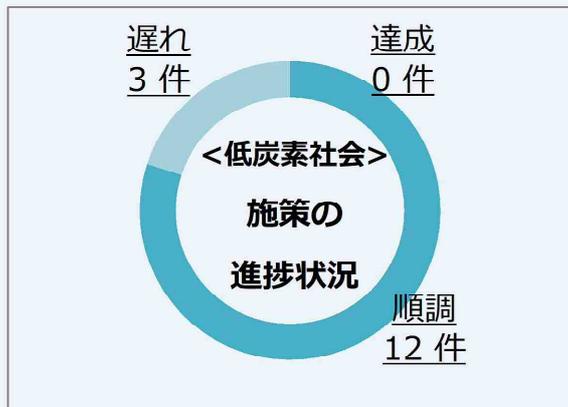


豊田市は、SDGs 達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」に選定されました。



低炭素社会

【2018年度の進捗状況】（2018年度はおおよそこのような状況です）



- ※ 「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
- ※ 「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
- ※ 「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
- ※ 進捗状況に対し、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

<環境基本計画による施策の進捗状況>

- ・ 2025年への「目指す姿」を達成した施策は無し
- ・ 15の施策は、8割超が順調の評価
- ・ 成果指標は11項目中8項目が順調に推移
- ・ 豊田市つながる社会実証協議会によるエネルギーの地産地消に向けた実証や、気候変動への適応について市民や事業者に向けた周知啓発活動など新たな取組も始まった。
- ・ 施策の進捗が遅れとされた施策については、とよたエコポイント制度の新メニュー（エコエコチャレンジ）開始など新たな方法も含め解消に向けて取り組んでいく。

Vision 【2025年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- ・ 再生可能エネルギーの普及が進み、まち全体としてエネルギー利用の効率化が進んでいる
- ・ 低炭素型の暮らしが定着し、低炭素型の交通システムやものづくりの基盤が確立している
- ・ 人工林の間伐が進み、森林によるCO₂吸収量が増加している
- ・ 気候変動への適応の認知度が高まり、取組が進んでいる
- ・ 環境モデル都市として先進技術やインフラが普及し、取組が浸透している

【主な活動紹介】

環境先進都市プロモーション

豊田市は、平成30年6月に内閣府より「SDGs未来都市※」に選定されました。

スマートハウス普及促進

太陽光発電システム、HEMS、蓄電池を全て揃えた住宅について、補助金と減税制度があります。

地域材の利用促進

子育て総合支援センター「あいあい」の木質化等、公共建築物等へ地域材を利用しました。

地産地食の推進

スイーツフェアや地産地食応援店によるイベントを実施しました。

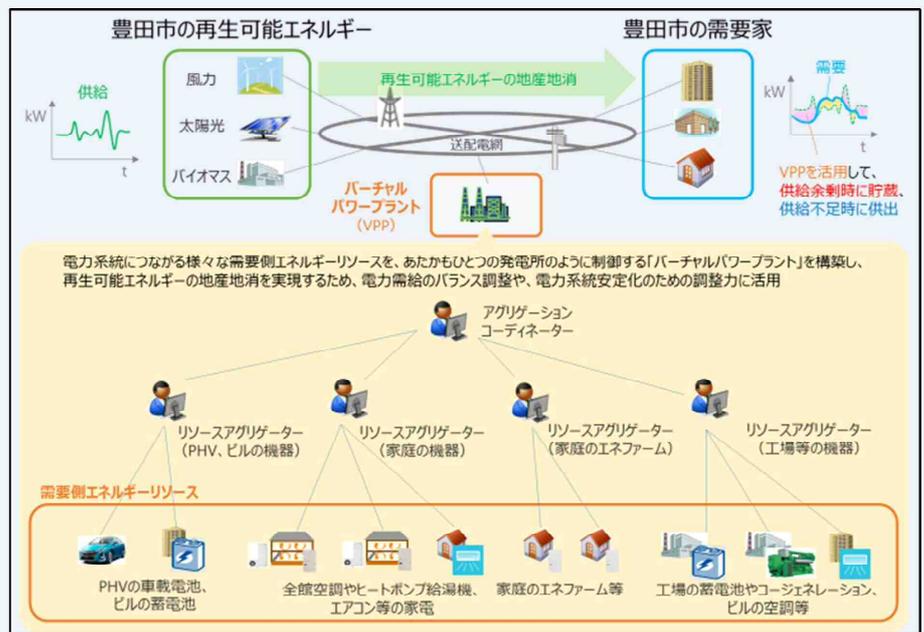
詳細は<事業詳細編>をご覧ください

Pick Up 豊田市バーチャルパワープラントプロジェクト (未来都市推進課)

豊田市つながる社会実証推進協議会で、「バーチャルパワープラント (VPP) プロジェクト」の実証事業を実施し、地域エネルギーマネジメントの推進を行っています。

VPPとは、天候等により影響を受けて変動しやすい再生可能エネルギー (風力・太陽光・バイオマス) の供給に合わせて、様々な需要家のエネルギーリソース (PHV 車載電池、ビル・工場の蓄電池・空調、水道ポンプなど) の電力需要等を調整し、あたかも一つの発電所のように機能させる仕組みです。

この取組を通じて、再生可能エネルギーの地産地消の実現性を検証します。



Pick Up とよた SAKURA プロジェクトパートナーとの連携 (環境政策課)

企業や市民活動団体などと連携し、より効果的な市民へのPRを展開するため、「とよた SAKURA プロジェクト」の取組趣旨に賛同する企業・団体を「パートナー」として登録する制度の運用を開始しました。

この制度では、PR用資材の貸出等や、出展内容に関する相談体制を整え、パートナー企業・団体がプロジェクトの趣旨を踏まえ、独自のツールやネットワークの中で開催するイベント等での自主的なプロジェクト活動を推進していくことを目指しています。

この連携制度の中で市内に店舗を持つ自動車販売会社が地域のイベントや防災訓練の機会に次世代自動車を出展し、発電機に代わる電源としての外部給電機能の有用性や活用に関するPRを実施しました。平成30年度の実施件数は5件でした。



Goal 【まちの状態指標】

指標名	現状値 (把握年度)	目指す 方向
再生可能エネルギー導入率	24% (2018年)	↑
市内のCO ₂ 排出量※	324万t-CO ₂ (2018年)	↓
森林によるCO ₂ 吸収量	12万t-CO ₂ (2018年)	↑
「気候変動への適応」の認知度	23.1% (2016年)	↑
「地球温暖化対策に取り組むまち」として満足している市民の割合	38.2% (2016年)	↑

※2018年度実績値は、2017年度までの算定方法を変更して算定。

コラム 気候変動への適応って??

地球温暖化によって気温の上昇や自然災害の発生リスクなど、さまざまな影響が予測されます。そのような被害を最小化する“適応”という考え方が重視されてきています。



これからの温暖化対策には、温室効果ガスを減らす緩和策だけでなく、適応策を両輪として取り組むことが重要でです。

自然共生社会

「2018年度の進捗状況」(2018年度はおおよそこのような状況です)



- ※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
- 「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
- 「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
- ※ 進捗状況に対し、豊田市環境審議会で見解や提案等を受けています。

<環境基本計画による施策の進捗状況>

- ・ 2025年への「目指す姿」を達成した施策は無し
- ・ 13の施策は、約7割が順調の評価
- ・ 成果指標は11項目中9項目が順調に推移
- ・ 生物多様性保全活動を希望する企業と、環境に関する市民活動団体等をつなぐマッチングなど新たな取組も始まった。
- ・ 施策の進捗が遅れとされた施策については、緑化地域制度の適切な運用や熱中症の影響が出ない施設内での環境調査の仕組みづくりなど、解消に向けて取り組んでいく。

Vision 【2025年への「めざす姿」】(このような姿に近づいていますか?)

- ・ 豊かな自然とふれあう機会を創出し、多くの市民が利用している
- ・ 生物多様性の状況を把握し、その結果が施策へ反映されている
- ・ 市民による保全活動が促進され、連携が進んでいる
- ・ 開発行為に対する適切な監視や指導がされている
- ・ 企業による生物多様性保全に関するCSR活動が活発化している
- ・ 多面的機能を持つ農地が保全され、生態系に配慮した営農がされている

【主な活動紹介】

農とのふれあい推進

農ライフ創生センターにおいて家庭菜園向け初級農作物栽培技術研修を実施

身近な公園・緑地の整備

宮上南、中根、柿本公園の3街区公園を整備

自然観察の森による環境学習

「ラムサール条約湿地へ行ってみよう」、「森のレンジャーと生き物調べ」などのプログラムを実施。

豊田森林学校

小・中学校の児童・生徒を中心に「とよた森林学校出前講座」を実施

詳細は<事業詳細編>をご覧ください

Pick Up ふるさとの川づくり事業 (矢作川研究所)

安全で多自然な、地域に愛される「ふるさとの川」をめざした活動が地域住民主体で展開されています。

岩本川では2015年から取り組まれており、はじめに地域の川をどのようにしていきたいか、めざす川のイメージを話し合う住民ワークショップや現状把握のための川遊び体験会を開催し、共働による整備のイメージを共有しました。次に住民と行政が共働で共有された整備内容をもとに多自然な川づくりを行い、整備後の日常の草刈りや見守りを地域住民が団体活動として実施しています。



住民自らが川づくりに参加することで川への関心や愛着が生まれ、川での自然体験活動も創出され、近隣小学校の学習でも岩本川が活用されるようになりました。

2019年以降も新たな河川での取組を予定しています。



Pick Up 特別展「すすめ！タイム川ベラー」(文化財課)

令和5年度中の開館を目指す(仮称)豊田市博物館では、総合博物館として豊田市の自然環境とそこに関わる人々の営みについて横断的な展示を展開していきます。博物館の開館に先駆け、



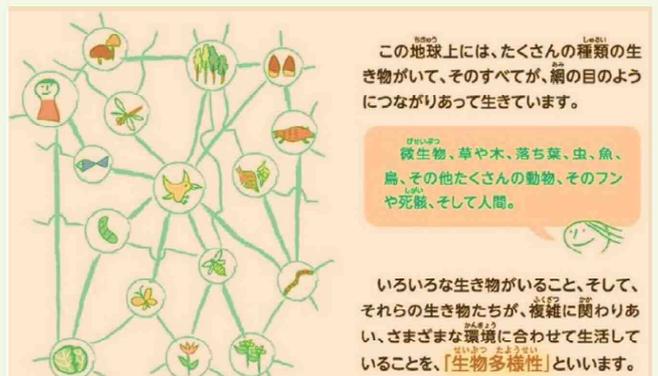
豊田市内の川と人々の暮らしをテーマにした特別展「すすめ！タイム川ベラー」を開催しました。川にまつわる歴史的な資料だけでなく、動物の剥製類や矢作川に生息する魚類の生態展示を通して、市内の身近な自然への興味関心を高める機会を提供しました。



Goal 【まちの状態指標】

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
「自然とふれあえる場の多さ」として満足している市民の割合	44.4% (2016年)	↑
生物多様性を理解している市民の割合	30.1% (2016年)	↑
①希少野生動植物種、②特定外来生物が豊田市にも生息・生育していることを知っている市民の割合	①35.5% ②68.4% (2016年)	↑
生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがある市民の割合	13.2% (2016年)	↑
市内で確認された希少種の種数	413種 (2015年)	→
健全化に向かっている人工林の割合	67.7% (2018年)	↑
「公園や緑地が身近にあるまち」として満足している市民の割合	55.3% (2016年)	↑

コラム 生物多様性って??



循環型社会

【2018年度の進捗状況】（2018年度はおおよそこんな状況です）



- ※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
- 「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
- 「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
- ※ 進捗状況に対し、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

<環境基本計画による施策の進捗状況>

- ・2025年への「目指す姿」を達成した施策は無し
- ・11の施策全てで順調の評価
- ・成果指標は8項目中7項目が順調に推移
- ・段ボールコンポスト講座や食品ロス削減の啓発など新たな取組も始まった。
- ・ごみ分別アプリのダウンロード数が、目標値を大きく上回った。利用しやすく便利と評価を受けたため。
- ・施設の維持管理は適正に行われており、安全運転が継続されている。

Vision 【2025年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- ・廃棄物の発生抑制が進んでいる
- ・廃棄物の再使用・再生利用が進んでいる
- ・廃棄物の適正処理が進んでいる
- ・安心できるごみ処理体制が確保されている

【主な活動紹介】

粗大ごみの再生「リユース工房」

家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース（再使用）家具として展示販売

清掃施設の見学会

小学校や一般市民を対象に、渡刈清掃工場の見学会を実施

食品ロスの削減

小学校高学年を対象に、食品ロス削減啓発ポスターの作品を募集し、優秀な作品をパッカー車の側面にラッピング

eco-T 等での環境学習

小中学生の生活に身近な給食に関することや、地球温暖化について展示

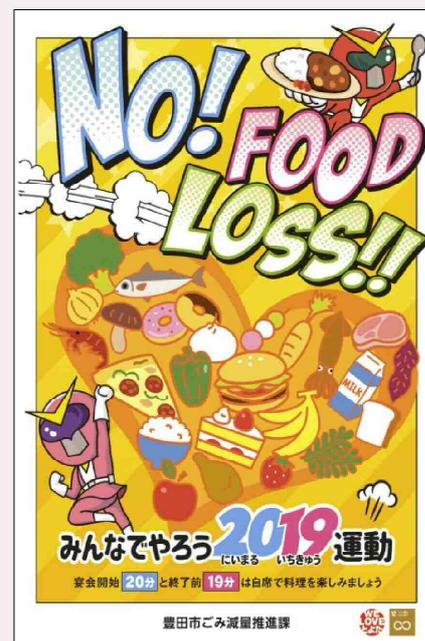
詳細は<事業詳細編>をご覧ください

Pick Up 飲食店との連携による食品ロスの削減 (ごみ減量推進課)

日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが643万トン/年も発生しています。これは、世界の食料援助量320万トン/年の倍にもなります。食品ロス削減への市民意識を高めるため、事業者の皆さんと共働でポスターの掲示や卓上POPを設置し、食品ロス削減の啓発に努めています。



協力事業者は「食べきり協力店」としてホームページに掲載しています。また、食品ロスが多量に発生する宴会等で残さず食べきるよう、宴会の開始後20分間と終了前の19分間は、自席で料理を楽しみ、食べきりを推進する「2019 (にいまるいちきゅう) 運動」に取り組んでいます。



Pick Up 使わない品を必要な人に譲る「リユースフェスタ 2018」(環境政策課)

豊田市環境学習施設エコットは、「リユースフェスタ 2018」を開催しました。

このイベントは、家庭におけるごみ減量を目的に「自分ではもう使わないけど捨てるにはもったいない」、「必要としている人に使ってほしい」という品を市民から提供いただき、別の市民に再利用してもらい、3Rの中でもリユースに着眼した取組です。



陶器等 961 kg、子ども服 3,542 枚、本 1,073 冊など多くの品を回収し、リユース品として活用することで、ごみ削減につなげることができました。



Goal 【まちの状態指標】

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
市民一人当たりのごみの排出量	541 g (2018年)	↓
事業系可燃ごみの排出量	39,394 t (2018年)	↓
廃棄物の不適正処理現場の数	114 か所 (2018年)	↓
最終処分場の容量確保	38,900m ³ (2018年)	↑
施設の稼働率	66% (2018年)	→

コラム 海のプラスチックごみ

プラスチックは便利な一方で、ポイ捨てなど不適切に処分されたごみが海の環境を汚し、海の生き物にも悪影響を及ぼしています。

プラスチックも、リサイクルする仕組みもできています。私たち一人ひとりが毎日の暮らしの中でマイバッグを持参し、レジ袋はもらわないなど、ごみを減らす取組をしていくことが重要です。





安全・安心社会

【2018年度の進捗状況】（2018年度はおおよそこのような状況です）



<環境基本計画による施策の進捗状況>

- ・ 2025年への「目指す姿」を達成した施策は無し
 - ・ 11の施策は、ほぼ全てで順調の評価
 - ・ 成果指標は3項目中2項目が順調に推移
- ※施策には、他分野と重複する項目も含まれています。

- ※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
- ※ 進捗状況に対し、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

Vision 【2025年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- ・ 生活環境が保全され、快適に暮らせている
- ・ 災害に強いまちづくりが進んでいる

Goal 【まちの状態指標】

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
周辺環境への満足度（全体）	44.9% (2016年)	↑
「気候変動への適応」の認知度	23.1% (2016年)	↑

Pick Up 路上喫煙防止対策について（清掃業務課）

路上喫煙は、周囲の人のやけどや衣服の焼け焦げの被害の危険性があり、また、吸い殻のポイ捨てにより、ごみの散乱につながります。

路上喫煙を防止し、分煙施策を進めることで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目的に、「豊田市路上喫煙の防止等に関する条例」を平成30年3月26日に施行しました。



また、平成31年3月1日から豊田市駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、隣接する開発会社等と共働で分煙に取り組んでいます。



市民の環境行動の向上と共働の分野

【2018年度の進捗状況】（2018年度はおおよそこのような状況です）



＜環境基本計画による施策の進捗状況＞

- ・2025年への「目指す姿」を達成した施策は無し
 - ・10の施策は、8割が順調の評価
 - ・成果指標は12項目中8項目が順調に推移
- ※施策には、他分野と重複する項目も含まれています。

- ※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
 「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
 「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
- ※進捗状況に対し、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

Vision 【2025年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- ・充実した環境学習施設を拠点に、様々な世代へ適切な環境情報・学習の場が提供されている
- ・学んだ知識を活かして、環境配慮行動を実践する市民が増えている
- ・多様な暮らし方を認め、理想の暮らしを実現している
- ・多くの市民・事業者が、自発的に環境行動を実践し、活動成果を共有している
- ・特徴的な取組が市内外へ発信されている
- ・市が率先して環境配慮行動を実践している

Goal 【まちの状態指標】

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
「市民や企業が環境に配慮しているまち」として満足している市民の割合	55.0% (2016年)	↑
環境配慮行動を実践している市民の割合	65.6% (2016年)	↑
環境に関連する取組を行っている事業所の割合	35.5% (2016年)	↑
豊田市や住んでいる地域に対して愛着を感じている市民の割合	76.7% (2016年)	↑
市の事務事業による温室効果ガス排出量	64,539t-CO ₂ (2018年)	↓

Pick Up エコライフセミナー「DIY 断熱リフォーム塾」(環境政策課)

住まいの省エネ改修に興味・関心のある市民を対象に、住宅の断熱機能の大切さを伝えることや手軽に断熱リフォームできることの普及・啓発を目的に、「DIY 断熱リフォーム塾」を開催しました。同セミナーでは、初めての試みとして、実際の建物においてDIY体験を実施しました。



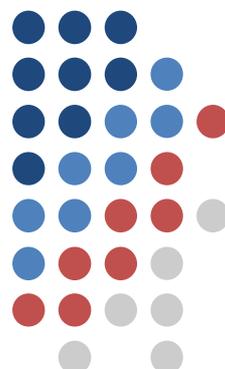
★主要データ

社会・分野	指標名	2018年度実績	最終目標 (2025年度)
低炭素社会	エネルギー地産地消の仕組みの構築	実証中	仕組みの構築※
	とよたエコライフセンターにおける相談対応・講座受講者数	607人	1,000人
	スマートハウス支援件数（累計）	395件	1,065件
	エコファミリー・とよたエコポイント制度を利用して環境配慮行動に取り組んだ世帯の数	31,479世帯	58,700世帯
	次世代自動車の普及率	24.5%	50%
	1日当たりの公共交通利用者数（①鉄道、②バス）	①71,798人 ②14,592人	①75,000人 ②17,000人
	市内の環境マネジメントシステムの取得事業者数	①124件②83件 計：207件	284件
	人工林の間伐実施面積	960ha	※
	市職員における気候変動への適応に関する理解度	35.5%	80%
	広域連携及び先進技術実証事業の件数（累計）	14件	10件
自然共生社会	豊田市自然観察の森における講座等の受講者数	6,153人	5,600人
	新たに整備された水辺や緑地等のふれあい空間の箇所数	2か所	3か所 (2020年)※
	環境学習施設を利用した小学生の生物多様性の理解度	98.94%	80%
	サイエンスミュージアムネットに登録された標本の数（累計）	20,970件	40,000件
	市民参加生き物調査における一般参加者数	721人	1,700人
	生物多様性保全に関する活動団体数	29団体	31団体※
	人工林の間伐実施面積	960ha	1,500ha (2020年)※
	みどりのまちづくり推進事業補助金による緑地整備面積	287㎡	6,440㎡ (2020年)※
	自然共生に関する企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数（累計）	5件	4件
	山村部の暮らしに関する情報受信者数	1,910件	増加
	経営耕地面積	—	維持

社会・分野	指標名	2018年度実績	最終目標 (2025年度)
循環型社会	市民一人当たりのごみ排出量（家庭系ごみ+資源回収量）	654g	660g
	市民一人当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）	541g	520g
	市民一人当たりのごみ排出量（燃やすごみ）	499g	485g
	最終処分量（直接埋立量）	1,557t	1,527t
	事業系可燃ごみ排出量	39,394t	35,000t
	ごみ焼却施設発電量	48,804MWh/年	45,000MWh/年以上
	廃棄物の不適正処理現場の数	114か所	前年度から3か所以上減
	焼却施設の稼働率	66%	60%以上
安全・安心社会	環境の保全を推進する協定等で定めた協定値を超過した事業所の数	1件	0件
	不良な生活環境の解消率	68%	50%
	市職員における気候変動への適応に関する理解度	35.5%	80%
市民の環境行動力の向上と共働の分野	環境学習施設における講座等の受講者数 ①豊田市自然観察の森 ②豊田市環境学習施設 eco-T	①6,153人 ②5,088人	①5,600人 ②5,500人
	環境学習施設を利用した小学生の地球温暖化や生物多様性の理解度	93.22%	80%
	環境活動に関する企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数	5件	10件
	都市部と山村部の暮らしに関する情報受信者数	①404件 ②1,910件	増加
	インタープリター養成講座等参加者数	632人	520人
	エコファミリー・とよたエコポイント制度を利用している①世帯数及び②企業等の数	①31,479世帯 ②50団体	①58,700世帯 ②46団体
	環境情報提供ツールの利用者数	①22,963件 ②21,256件	①40,000件 ②25,000件
	市の事務事業による①電気使用量、②紙使用量	①94,152千kwh ②108.6百万枚	①71,832千kwh ②64百万枚※

※中間目標（2021年度）値

（環境基本計画成果指標一覧）



事業詳細編

平成30年度内に実施された事業から抽出された事業の詳細を掲載しています。

第1章 低炭素社会

未利用エネルギーの有効活用

エネルギーの地産地消の仕組みづくり

平成30年度は、豊田市つながる社会実証推進協議会において、再生可能エネルギーの地産地消に向けた実証事業「SDGs とよた再エネチャレンジ」の仕組みを構築しました。

この実証事業では、太陽光、バイオマスなど、豊田市産の再生可能エネルギーやその環境価値を、豊田市内の公共施設や工場などで活用していきます。

この実証事業を通じて、豊田市産の再生可能エネルギーの有効活用や産業、運輸部門 CO2削減に向けて将来有効となるモデルを検討していきます。〔未来都市推進課〕



SDGs とよた再エネチャレンジの仕組み

地域エネルギーマネジメントの推進

豊田市つながる社会実証推進協議会で、「バーチャルパワープラント(VPP)プロジェクト」の実証事業を実施しています。

VPPとは、再生可能エネルギーの供給に合わせて、様々な需要家のエネルギーリソースの電力需要等を調整し、あたかも一つの発電所のように機能させる仕組みです。現在火力発電所で調整している電力の需給バランスをVPPで調整することで、再生可能エネルギーを最大限に利用します。

豊田市の施設でも、空調設備や水道ポンプ設備の電力使用時間帯を変更するなどして、VPPリソースとしての可能性を検証しています。

〔未来都市推進課〕

住宅等のスマート化

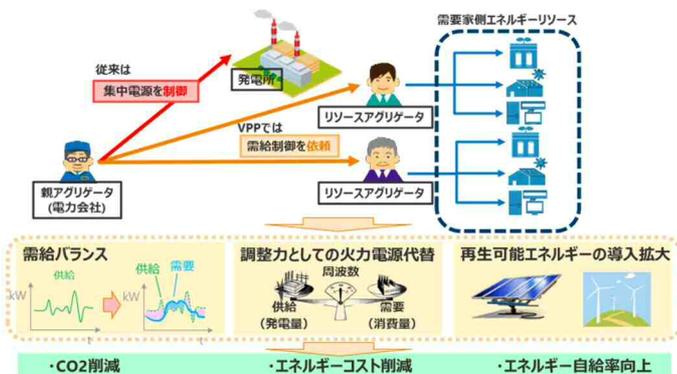
【スマートハウス普及促進事業】

豊田市では、「創・省・蓄エネルギー設備※」を全て導入した「スマートハウス」の普及を進めています。特に、太陽光発電システム、HEMS、蓄電池の3つの機器をそろえた住宅については、補助金の他に、豊田市版環境減税「スマートハウス減税」を受けることができます。

平成30年度では、補助制度や減税による導入支援だけでなく、啓発事業を実施しました。各家庭でのエネルギー使用状況の把握及びそれに合わせた省エネ対策のアドバイスが受けられる「うちエコ診断」や補助金受給者に対するモニターアンケート調査を実施しました。その調査結果に基づき啓発物(ちらし)を作成し、市民を対象にセミナーを開催しました。

- ※創エネルギー設備：太陽光発電システム、燃料電池システム
- 省エネルギー設備：家庭用エネルギー管理システム(HEMS)
- 蓄エネルギー設備：家庭用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車等充電設備

〔環境政策課〕



VPPの仕組み

民生・交通の低炭素化の促進

環境配慮行動の促進

【地産地食の推進】

豊田市産の農産物を地域で消費する「地産地食」の取組を推進しています。

スイーツフェアや地産地食応援店によるシールキャンペーン等のイベントを通じた豊田産農産物の理解促進、農家と飲食店・小売店とのマッチングを目的とした生産地見学会、地産地食応援店の拡大を行いました。〔農政課〕



スイーツフェアの様子

次世代型低炭素交通システムの導入

【とよた SAKURA プロジェクトの推進】

環境に優しく、災害時の非常用電源として役に立つ次世代自動車の普及促進を目的とし、平成 27 年から、「とよた SAKURA プロジェクト」を立ち上げ、環



プロジェクトロゴ

境対策、防災対策の両側面からの普及啓発に取り組んでいます。

平成 30 年度においては、プロジェクトに賛同する事業者や団体が登録するパートナー制度が本格的に運用開始されました。この取組の一つとしてパートナーに登録されている自動車販売会社の協力を得て、地域で実施される防災訓練にプラグインハイブリッド車を配車し、広く外部給電機能※の普及啓発を行いました。〔環境政策課、防災対策課、未来都市推進課〕

※外部給電機能：車両から外部に電力を供給する機能。非常用電源としての活用など防災面での有用性が注目される。



パートナー（自動車販売会社）による自主防災会防災訓練への PHV 車配車協力の様子

森林吸収源対策の推進

健全な人工林づくり事業

水源のかん養や土砂流出の防止、CO2 吸収など、森林の持つ公益的機能を十分発揮させるためには、スギ・ヒノキの人工林の間伐が欠かせません。そのため、間伐を促進する方法の一つとして、地域の森林所有者が、「地域森づくり会議」という組織を設置し、所有する森林の状況や施業界を把握しながら、森林整備計画（「森づくり団地計画」）を作成し、順次、間伐を実施して効率的に森林の健全化をしています。

平成 30 年度は、912ha の森づくり団地計画を作成し、市内全体で 1,069ha の間伐が実施されました。

本市では、新・豊田市 100 年の森づくり構想に基づき、間伐を強力に推進することにより、令和 9 年度までに過密人工林を一掃して、全てのスギ・ヒノキの人工林が健全化できるように計画をしています。〔森林課〕

地域材の利用促進

CO2 を固定し、再び大気中への放出を抑制するなど、炭素の貯蔵機能を持つ木材の効果を活用するためには、森林資源の循環利用が活発化し、地域材の利用拡大が図られることが重要となります。そのため、地域材の加工流通体制の構築、安定供給による公共建築物等への積極的な地域材の利用や、地域材コーディネート組織や木材関係者と共働による、木に触れあう機会の創出など、地域材の利用機会の拡大を図っています。

平成 30 年度は、一般社団法人ウッディーラ―豊田を設立し地域材コーディネート体制の強化を図りました。また、子育て総合支援センター「あいあい」の木質化等、公共建築物等へ 115 m³の地域材の利用や、木育イベントの実施、中心市街地における地域材活用事例の展開な

ど、市民が木に触れあう機会を創出し、地域材の利用拡大に取り組みました。〔森林課〕

連携や情報発信による取組の推進

連携による取組の推進

【環境先進技術実証支援事業】

豊田市は、持続可能な都市づくりに向けて、先進技術の開発や実証を展開する「豊田市つながる社会実証推進協議会」を組織しています。「資源・エネルギーの地産地消」などの地域課題を先進技術で解決するため、民産金学官の連携強化を図っています。

2018 年度には合計 9 件の先進実証実験を実施。この中で環境技術に関するものは「V2G アグリゲーター」「自動バレー駐車」の 2 件です。

〔未来都市推進課〕

国内外への情報発信

【環境先進都市プロモーション事業】

豊田市の取組を国内外に広く、発信するため、国際関係機関等との連携事業を実施しています。

豊田市は、平成 30 年 6 月に内閣府より「SDGs 未来都市※」に選定されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通目標であり、様々なステークホルダーとの連携が必要不可欠です。

これまでシンポジウム等の開催など連携を続けている国連地域開発センター(UNCRD)と、とよたビジネスフェア 2019 にて、SDGs の理解促進、普及啓発を目的とした事業紹介等を行いました。〔未来都市推進課〕

※SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体



第2章 自然共生社会

自然とのふれあい機会の創出

水や緑とのふれあい空間の形成

【河畔環境整備支援事業】

水辺愛護会(自治区の有志で組織された団体)は、良好な水辺空間の創造、保全、活用を目的に、清掃及び草刈り作業、また、生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。平成5年4月に発足した古川水辺公園愛護会を始めとし、平成31年3月末現在19団体約600人の会員により、主に矢作川水系において良好な水辺環境が保全されています。

この事業では、ワークショップや共働支援ホームページの運営により、水辺愛護会の活動を支援しています。〔矢作川研究所〕

身近な公園・緑地の整備

地域における公園や緑地を整備するとともに、それらを河川や街路樹でネットワークすることにより市街地に自然を呼び込み、自然と共生する快適な都市環境の実現を図ります。

〔公園緑地整備課〕

身近な公園・緑地の取組内容

事業名	平成30年度取組内容
街区公園整備事業	整備工事 3 公園 (宮上南、中根、柿本公園)
近隣公園整備事業	整備工事 1 公園 (竹元公園)

生物多様性への理解の促進

環境教育・環境学習の充実

【自然観察の森による環境学習】

自然観察の森では、施設利用者に対し、様々なプログラムなどを通して、森にすむ生き物や生物多様性について知ってもらうような取組をしています。平成30年度は、「親子で野遊びをしよう」、「ラムサール条約湿地へ行ってみよう」、「森のレンジャーと生き物調べ」など、市民を対象とした様々なプログラムを企画し、38回実施しました。これらのプログラムには延べ637人もの方々が参加し、たくさんの方々に自然環境について学ぶ機会を提供することができました。〔環境政策課〕



【ラムサール湿地を活用した環境学習】

湿地保全学習モデル校をはじめとする5つの小学校の生徒(延べ631人)が計18回、湿地の観察と保全活動を通じて、環境学習に取り組みました。

また、矢並湿地一般公開(計5日間)やラムサール湿地観察会(計8日間)、矢並湿地自由観察の日(計3日間)などの市民向け観察会を開催しました。延べ898人が参加して、普段は見ることのできない湿地の希少な動植物の観察を行い、湿地の保全や生物多様性に関する理解を深めました。〔環境政策課〕



【新博物館における人と自然とのかかわりに関する展示】

【(仮) 豊田市博物館整備事業】

新博物館におけいて人と自然とのかかわりに関する展示を予定しています。

特別展「タイム川ベラー」での矢作川の自然環境、歴史、文化の紹介をします。

〔文化財課〕



とよた森林学校事業

五感を通して森林や動植物に親しみながら、森林・林業の理解者「森の応援団」を市民の皆さんに広げていくとともに、人工林の間伐ができる人材を育成するため、平成 18 年度から「とよた森林学校」を開校しています。また、同年度から、森林整備を次の世代に引き継ぐため、小・中学校の児童・生徒を中心に「とよた森林学校出前講座」を実施しています。

平成 30 年度の森林学校では 17 講座で延べ 306 人が参加しました。また、出前講座は 35 回開催し、864 人が参加しました。〔森林課〕

環境保全と取組支援の促進

都市部と山村部の交流

【農とのふれあい推進事業】

市民が気軽に農とふれあうことができる場を提供するため、市民農園等の運営支援を行っています。また、市民の農とのふれあいを推進するため、農ライフ創生センターにおいて家庭菜園向け初級農作物栽培技術研修を実施しています。〔農政課〕

第3章 循環型社会

廃棄物の発生抑制の促進

家庭系廃棄物の減量

【食品ロスの削減】

子どもたちやその保護者に、食品ロスの問題や食品ロスを減らすために何ができるかを考えてもらうため、夏休み期間中に、市内の小学4～6年生を対象に、「食品ロス削減啓発ポスター」の作品募集を行いました。

応募があった213作品の中から、最優秀賞1作品、優秀賞1品を含む10作品を入賞作品として選考しました。

最優秀賞、優秀賞の作品は、パッカー車の側面にラッピングをし、ごみ収集作業に活用しながら、食品ロス削減を啓発しています。

〔ごみ減量推進課〕



eco-T等での環境学習推進事業

国が定める環境関連の月間や年中行事等に合わせ、期間展示を実施します。時期に合わせて展示内容を変更することで、来館者の参加意欲や学習意欲を高め、エコライフの実践につなげることを目指します。

平成30年度は、小中学生の生活に身近な給食に関することや、地球温暖化について展示しました。令和元年度は食品ロスなど、日本だけでなく世界でも問題となっていることをテーマに展示を実施していく予定です。

〔環境政策課〕

清掃施設の見学会の実施

豊田市内の小学校や一般市民を対象に、渡刈清掃工場の見学会を実施しました。見学を通して、地球温暖化問題の現状と原因を知り、自分たちのくらしや社会の仕組みが温暖化と関係していることを理解し、日常の暮らしの中で意識を持って行動するきっかけとなることを目的としています。

また、小学生たちには見学中にインタープリターと関わることで、地域の大人とのつながりや地域への愛着を深め、社会の一員となっていくための見聞を広めるきっかけにもなっています。

〔環境政策課〕

廃棄物の再使用・再生利用の促進

家庭系廃棄物の再使用・再生利用

【粗大ごみの再生「リユース工房」事業】

物を大事に長く使う意識啓発やごみの減量と再使用・リサイクルに対する理解を深めるために、家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース(再使用)家具として展示販売(入札方式)しています。

〔ごみ減量推進課〕

【平成30年度販売実績】

展示数	販売件数	入札件数	販売額 合計(円)
645点	642点	3,420件	1,299,900円



廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進

【廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業】

廃棄物の適正処理の推進を強化するため、平成 24 年 10 月から、廃棄物適正処理推進員が市内の排出事業者を訪問し、廃棄物の適正処理について啓発を行いながら、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付状況、廃棄物の保管状況及び廃棄物処理の委託契約締結状況の確認を行っています。 [廃棄物対策課]

第4章 安全・安心社会

環境汚染の防止とリスク低減

大気汚染防止対策

【工場や事業場への規制・指導】

事業者が、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で定められた一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラーなど）を設置する場合や特定粉じん（石綿）の排出等作業（除去作業など）を行う場合、届出を行うことや排出基準等を遵守することが義務付けられています。

平成30年度は、延べ51件の立入検査を実施し、うち2件について排出ガスのばい煙測定を行いました。検査の結果、全て基準に適合していました。〔環境保全課〕

水質汚濁の防止

【工場や事業場への規制・指導】

事業者が水質汚濁防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例等で定められた特定施設（一定規模以上の浄化槽など）を設置する場合、届出を行うことや排水基準を遵守することが義務付けられています。

平成30年度は、延べ113事業所の立入検査を実施し、延べ61事業所について排出水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ10件の排水基準等違反があり、改善等の指導を行いました。〔環境保全課〕

土壌・地下水汚染の防止

【工場や事業場への規制・指導】

有害物質の使用を廃止した場合や一定規模以上の土地の改変を行う場合、土壌汚染対策法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、届出を行うことや土壌汚染の有無の調査が義務付けられています。

平成30年度は法・条例に基づく述べ158件の届出があり、6事業者から新たな土壌汚染の報告がありました。市は新たに判明した土壌汚染について、周辺の地下水調査を実施し、全ての井戸で環境基準に適合していることを確認しました。〔環境保全課〕

騒音・振動、悪臭の防止

【工場や事業場への規制・指導】

【騒音・振動の防止】

事業者が、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で定められた金属加工機械等の施設を設置する場合や建設重機を使用する建設工事を行う場合、届出を行うことや規制値を遵守することが義務付けられています。

公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入検査、測定及び指導等を行っています。

【悪臭対策】

県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産農業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務付けられています。

平成30年度は、59事業場から届出がありました。また、平成30年度は、延べ11件立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。〔環境保全課〕

有害化学物質による環境リスクの低減

【工場や事業場への規制・指導】

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、本市では、大気環境については平成10年度から、水環境と土壌環境については平成12年度から調査を実施しています。

平成30年度の調査では、環境基準を超過した地点はありませんでした。また、事業者は、特定施設（焼却炉など）を設置する場合、届出を行うことや排出基準の遵守、年1回以上の測定を行うことが義務付けられています。事業者は、測定結果を市に報告することとされており、平成30年度に報告があった34施設は全て基準値以内でした。〔環境保全課〕

良好な生活環境の形成

路上喫煙防止対策

路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目的としています。

平成30年度は、「豊田市駅周辺地域路上喫煙禁止区域」の指定を行いました。指定に伴い、案内看板の設置（11か所）や歩道等に路面表示（57か所）を貼付しました。加えて密閉型喫煙所を新たに建設したことや民間との共働により喫煙所を設置し、指導員による巡回を実施するなどの実績を積み上げてきました。

〔清掃業務課〕



第5章 市民の環境行動力の向上と共働の分野

多様な価値観・ライフスタイルに応えられる環境の整備

新たな価値観や暮らしに対する情報・体験機会の提供

【定住促進プロモーション事業】

定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」を通じて、市内外の家族形成期世代へ豊田市の魅力や住みやすさのPRを実施しています。

平成30年度は、市内外へ広く情報を発信することのできるマスメディアを活用したプロモーションを行ったほか、新たにPR冊子を作成し、イベント等での配布や、支所・交流館等の公共施設や住宅展示場・コンビニエンスストア等の民間施設での配架を行いました。そのほか、シネアド等大型ビジョンを使ったPR動画放映、公共交通機関でのポスター掲示、WEB広告など、豊田市の魅力や住まいに関する支援・制度等を広く発信し、本市への定住意欲向上に努めました。〔定住促進課〕



環境行動を促す支援・仕組みづくり

環境行動を促す仕組みづくり

【エコファミリー・とよたエコポイント制度による行動】

環境配慮行動に取り組む家族に、「エコファミリー宣言」をしてもらい、エコファミリーに登録する制度です。楽しみながら、エコライフに取り組む家族を市内全域に広げ、CO2削減やごみの削減等を目指します。

平成30年度は、リサイクルステーションへ資源を持ち込んだり、環境学習施設への来場に対してポイントを発行しました。令和元年度は、ポイント発行メニューを見直し、新規発行メニューを開始します。〔環境政策課〕



【とよたエコライフセンターにおける相談・助言】

とよたエコライフセンターでは、平成30年度省エネや断熱に関するエコライフセミナーを6回、自動車販売店における相談会やFIT制度（固定価格買取制度）終了後に関する専門相談会を5回、とよたエコポイントの出張交換会を7回実施しました。

エコライフセミナーの参加者は、延べ55人、専門相談会の参加者は、延べ408人、出張交換会の参加者は、延べ136人でした。出張交換会における、総交換ポイント数は、46,080ポイントでした。〔環境政策課〕

市内外への情報発信

環境情報の発信と周知

【「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダーを活用した情報発信】

資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したパンフレットを広報とよた3月1日号へ折り込み、全世帯に配布しています。また、転入者への配布や支所等での配架も行い、分別の徹底を図っています。

令和元年度から「間違いやすい分別」や「ごみ減量」のポイントを表紙でPRし、適切な分別や減量の更なる徹底を図っています。

品目別の出し方一覧表に加え、市では回収していない家電等の処分方法、リサイクルに関する各種施設の紹介、回収された資源やごみの行方を掲載することで、適正な分別・処理の意識啓発をしています。〔ごみ減量推進課〕

○発行部数

- 日本語 200,000部
- 外国語 12,500部

2019年度版ごみカレンダー 2019.4~2020.3

豊田地区 資源・ごみの分け方、出し方

今年度の分別のポイント

プラスチック製容器包装

資源の日

燃やすごみ

金属ごみ

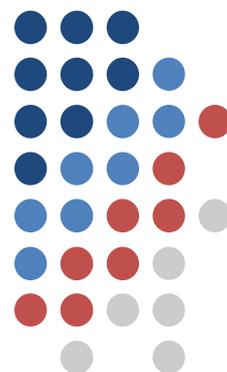
埋めるごみ

粗大ごみ

※商店、飲食店、事務所ほかから発生した事業ごみは自治区のごみステーションには持ち込まない。

★ごみの分別に関する問合せは 豊田市環境部 ごみ減量推進課 ☎0565-71-3001

ごみカレンダー



資料編

環境基本計画に位置付けのある事業に関する資料となる情報を掲載しています。

低炭素社会に関する豊田市の施設・設備

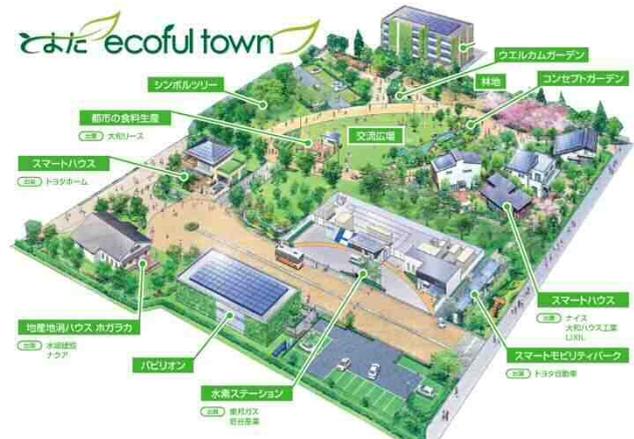
1 低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」

〔未来都市推進課〕

環境モデル都市の取組を市内外へ情報発信する拠点として、平成24年5月に低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」を整備しました。パビリオン、スマートハウス、地産地消ハウス（レストラン）、水素ステーションなどを順次整備し、環境技術や次世代インフラなどをPRしてきました。平成31年4月にはパビリオンを中心にリニューアルし、SDGsの発信拠点として、様々な社会課題を解決するための先進技術を体感しながら学べる施設に生まれ変わりました。

【とよたエコフルタウン 施設概要】

開館時間 午前9時～午後5時
 休館日 毎週月曜日（祝日は除く。）
 12月28日～翌年1月4日
 住所 〒471-0024
 豊田市元城町3丁目11番地
 電話等 TEL:77-5669 FAX:77-5322
 E-mail info@toyota-ecofultown.com



とよたエコフルタウン全体図

2 未利用エネルギーの活用

〔(上下水)企画課〕

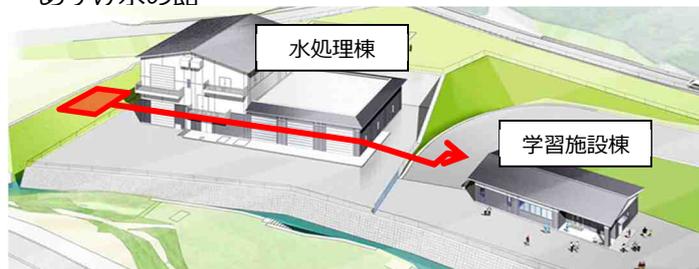
温度差エネルギーを空調や給湯などに利用することで、省エネ効果やCO₂削減等の環境に優しい取組が「下水熱の有効利用」として注目を集めています。また、規制緩和や技術革新により「まちなか」の下水熱が有効利用できるようになっています。

【あすけ水の館】

平成28年度から、新たな下水熱回収技術である“ピット型熱交換器”の実証事業を積水化学工業(株)と共働で行っています。

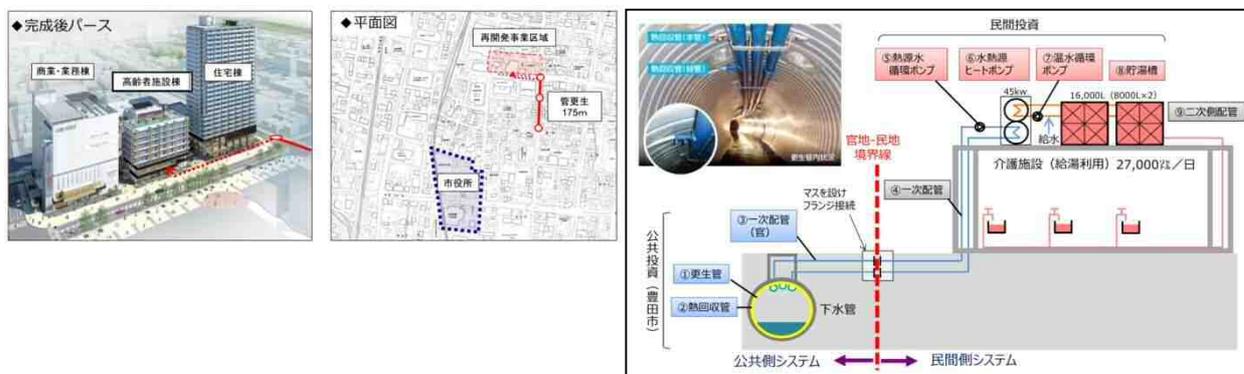


あすけ水の館



【「豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業」 高齢者施設棟】

平成30年2月に新たな下水熱回収技術である“らせんタイプ”の事業を再開発事業に合わせて導入しました。使用年数が多い下水道管の管更生に合わせた、らせんタイプの下水熱回収技術を採用し給湯のヒートポンプの熱源として本格導入しました。



3 公共施設への再生可能エネルギーの導入 [環境政策課、未来都市推進課、公共建築課]

(1) 公共施設における太陽光発電システム設置状況

設置年月	施設名	総出力 (kW)	設置年月	施設名	総出力 (kW)
H12. 2	西部コミュニティセンター	10.0	H23. 1	スカイホール豊田	40.0
H13. 7	豊田スタジアム	40.0	H23. 2	大沼小学校	30.0
H14. 3	美山幼稚園(H27 民間移管)	10.0	H23. 3	豊田市福祉センター	25.0
H14. 12	運動公園体育館	10.0	H23. 4	東部給食センター	10.0
H16. 3	伊保小学校	10.0	H24. 3	土橋小学校	10.0
H16. 12	鞍ヶ池公園	3.0	H24. 3	猿投台交流館	9.66
H17. 3	岩倉小学校	10.0	H24. 3	益富交流館	10.08
H17. 11	朝日丘交流館	10.0	H24. 5	とよたエコフルタウン・パビリオン	20.0
H17. 11	美里交流館	10.0	H24. 11	豊田市役所東庁舎	20.0
H18. 3	挙母小学校	10.0	H25. 3	野見小学校	20.0
H18. 4	グリーン・クリーンふじの丘	30.0	H25.	松平こども園	40.0
H18. 11	前山小学校	10.0	H25.	寿恵野こども園	40.0
H18. 12	エコット	8.0	H26. 1	浄水北小学校	90.0
H19. 4	西部体育館	20.0	H26.	浄水公園	1.92
H19. 9	井上公園水泳場	10.0	H27. 12	浄水中学校	138.0
H20. 1	美山小学校	10.0	H27. 12	寺部小学校	60.0
H22. 3	緑のリサイクルセンター	4.8	H28. 2	下山支所	4.32
H22. 3	自然観察の森ネイチャーセンター	4.8	H28. 2	稲武支所	4.32
H22. 3	上水運用センター	4.0	H28. 3	とよたエコフルタウン・駐車場	4.32
H22. 3	PHV 太陽光充電施設 (11か所 21基)	各 1.9	H28. 3	童子山小学校	20.0
H22. 8	高岡中学校	20.0	H28. 3	前林交流館	11.0
H22. 8	上郷中学校	20.0	H28. 4	あすけ水の館	10.0
H22. 8	末野原中学校	20.0	H29. 2	巴ヶ丘小学校	20.0
H22. 8	猿投中学校	40.0	H29. 3	山之手小学校	30.0
H22. 8	小原中学校	20.0	H31. 3	藤岡支所	20.16
H22. 12	藤岡南中学校	70.0		合計 (kW)	1143.28

(3) 電気軽自動車減税

〔市民税課〕

新車の電気軽自動車と電気ミニカーの軽自動車税を全部減免します。

電気軽自動車減税件数 (件)

	所有者数	ミニカー	軽四乗用	軽四貨物
平成 27 年度課税	5	3	2	1
平成 28 年度課税	5	2	2	1
平成 29 年度課税	5	2	2	1
平成 30 年度課税	2	1	0	1
令和元年度課税	1	0	0	1
合 計	18	8	6	5

2 再生可能エネルギー事業導入に対する支援

〔未来都市推進課〕

豊田市における地域の事業者による発電事業の拡大を図るため、総合特区事業として国と連携し、発電事業を行う地域のエネルギー事業者へ利子補給制度を実施しています。平成24年度の制度開始から現在までの間の活用件数は11件です。

3 豊田市版環境減税

〔市民税課・資産税課〕

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内でのエネルギーの地産地消、移動の低炭素化の推進を図るため「豊田市版環境減税」を創設しました。

「豊田市版環境減税」には、「スマートハウス減税」「再生可能エネルギー発電設備減税」「電気軽自動車減税」の3つがあり、平成26年4月1日から令和4年3月31日までに取得された該当資産について、最初の3年間の固定資産税等を申請により減免し、温室効果ガス排出の削減など低炭素社会の実現に寄与していきます。

(1) スマートハウス減税

〔資産税課〕

新築・改修のスマートハウス（住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用リチウムイオン蓄電池の3システムを全て備えた住宅）の固定資産税・都市計画税を一部減免します。

スマートハウス減税件数 (件)

	新築	改修	合計
平成27年度課税	12	3	15
平成28年度課税	24	53	77
平成29年度課税	43	30	73
平成30年度課税	26	57	83
令和元年度課税	13	134	147
合計	118	277	395



(2) 再生可能エネルギー発電設備減税

〔資産税課〕

経済産業大臣の認定を受けた10kW以上2,000kW未満の事業用太陽光発電システム等の固定資産税（償却資産）を一部減免します。

再生可能エネルギー発電設備減税件数 (件)

	所有者数	設備数
平成27年度課税	61	72
平成28年度課税	124	174
平成29年度課税	91	116
平成30年度課税	42	46
令和元年度課税	44	56
合計	362	464

※令和元年5月末現在

家庭用燃料電池システム設置に対する補助実績

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
補助件数 (件)	21	81	60	111	86
補助合計額 (千円)	3,089	10,381	6,223	9,861	6,884
年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	累計
補助件数 (件)	124	155	157	150	945
補助合計額 (千円)	9,445	9,046	8,222	7,409	70,560

(3) 家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 設置に対する補助

補助制度開始年月：平成 24 年 6 月

【平成 30 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用エネルギー管理システムを設置する方
補助額：設置に要する費用の 1/4 (上限 4 万円)

【参考：令和元年度補助】設置に要する費用の 1/4 (上限 2 万円)

家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 設置に対する補助実績

年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
補助件数 (件)	201	281	166	124
補助合計額 (千円)	7,613	11,708	6,896	9,445
年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	累計
補助件数 (件)	247	236	308	1,660
補助合計額 (千円)	8,964	8,192	10,397	62,373

(4) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム設置に対する補助

補助制度開始年月：平成 25 年 4 月

【平成 30 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置する方
補助額：設置に要する費用の 10% (上限 16 万円) ※補助額のうち 6 万円分はエコポイントで交付

【参考：令和元年度補助】電気自動車等充給電設備 (V2H) を補助対象に追加。蓄電容量 (V2H の場合は所有する車の蓄電容量) 1 kWh あたり 1 万円(上限 10 万円)

家庭用リチウムイオン蓄電池システム設置に対する補助実績

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	
補助件数 (件)	81	67	122	
補助合計額 (千円)	8,027	6,264	9,404	
年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	累計
補助件数 (件)	171	276	353	1,070
補助合計額 (千円)	12,304	40,717	51,869	128,585

低炭素社会に関する制度・事業

1 スマートハウス普及促進事業（豊田市エコファミリー支援補助金） [環境政策課]

(1) 太陽光発電システム設置に対する補助

補助制度開始年月：平成12年4月

※平成22年度からは、エコファミリー支援補助制度として補助

※平成29年度から HEMS 及び蓄電池が既に設置されている又は同時に設置する場合に補助

【平成30年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方
 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電池システムを既に設置している又は住宅用太陽光発電システムと同時に設置申請する方
 補助額：1kW 当たり 2 万円（上限 8 万円）※補助額のうち 2 万円分はエコポイントで交付

【参考：令和元年度補助】スマートハウス化設備として、太陽光発電システム及び HEMS を設置し
 かつ、蓄電池または V2H を一体的導入した場合に補助（定額 20 万円）

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助実績

年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
補助件数（件）	90	132	248	288	256	357	396
補助額合計（千円）	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441	115,626
総出力（kW）	311.95	417.50	908.18	1,078.12	923.77	1,282.55	1,444.88

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
補助件数（件）	318	613	871	1,083	1,322	1,376	1,386
補助額合計（千円）	89,891	178,624	166,585	116,305	145,607	153,796	128,304
総出力（kW）	1,081.95	2,204.25	3,351.13	4,444.86	5,822.51	6,299.52	6,293.33

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	累計
補助件数（件）	990	813	785	71	98	11,493
補助額合計（千円）	77,796	60,846	59,685	5,423	7,325	1,731,365
総出力（kW）	4,672.88	4,105.37	4,163.85	272.27	366.66	49,445.53

(2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置に対する補助

補助制度開始年月：平成22年4月

【平成30年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に燃料電池システムを設置する方
 補助額：設置に要する費用の5%（上限6万円）

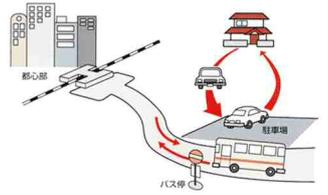
【参考：令和元年度補助】平成30年度と同様

5 交通の整備

(1) P&R 駐車場の整備 (P&BR 駐車場の確保) [交通政策課]

公共交通を利用して渋滞削減や環境にやさしい交通を実現させるため、P&R (パークアンドライド※) 駐車場、P&BR (パークアンドバスライド) 駐車場を整備しています。

平成 30 年度までに市が整備し、管理している愛知環状鉄道駅前 P&R 駐車場は次表のとおりです。また、P&BR 駐車場としては、藤岡、下山、小原、稲武の各支所、永太郎バス停 (小原地区) 及び小渡バス停 (旭地区) を整備しています。



P&BR のイメージ

※パークアンドライド：鉄道駅周辺や主要バス停周辺に駐車場を設け、自家用車から鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法

令和元年度 愛知環境鉄道駅前 P&R 駐車場 (市管理) 一覧

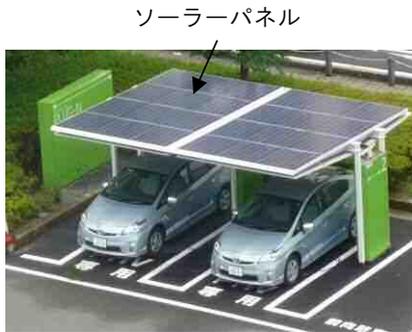
駐車場名	四郷駅前 駐車場	末野原駅前 駐車場	貝津駅前 駐車場	保見駅前 駐車場	八草駅前 駐車場
駐車容量	140 台	147 台	44 台	58 台	170 台

※平成 24 年 4 月 1 日から 5 駐車場全て有料化 (指定管理)

(2) 次世代自動車充電施設

[未来都市推進課]

平成 21 年度に 11 か所・21 基の太陽光充電施設、平成 22 年度と平成 26 年度に 21 か所・21 基の普通充電スタンドを公共施設に設置し、道の駅「どんぐりの里 いなぶ」には急速充電器を 1 基設置しました。これらの充電施設は一般市民に開放しています。



太陽光充電施設



普通充電スタンド

(2) 公共施設における風力発電設備設置状況

設置年月	施設名	規模
H11. 1	東広瀬小学校	0.25kW×1基
H17. 3	岩倉小学校	0.45kW×1基
H17. 3	鞍ヶ池公園	0.03kW×2基
H18. 12	エコット	0.45kW×3基
		0.34kW×1基
		0.76kW×1基
		0.03kW×1基
H21. 6	上水運用センター	1.06kW×1基
H22. 3	緑のリサイクルセンター	1.00kW×3基
H24. 3	土橋小学校	4.00kW×1基



(3) 公共施設における屋根貸し事業（豊田市再生可能エネルギー導入促進事業）の実施状況

公募年月	施設名	総出力 (kW)	稼働時期
H25. 12	堤こども園	49.5	H26
H25. 12	竜神交流館	49.5	H26
H25. 12	梅坪小学校校舎	49.92	H26
H25. 12	東保見小学校校舎	49.92	H26
H26. 11	越戸こども園	49.5	H27
H26. 11	豊田市民文化会館	324.48	H27

※期間：最長 20 年間

(4) 公共施設における太陽熱利用設備設置状況

設置年月	施設名	導入システム
S54	養護老人ホーム若草苑	ソーラーシステム
H 6. 4	豊田特別支援学校	太陽熱温水器
H 8. 4	消防署藤岡小原分署	太陽熱温水器
H19. 11	保見交流館	空気集熱式パッシブソーラーシステム

4 面ノ木風力発電所

稲武町地内の面ノ木風力発電所は、平成 17 年 2 月から運転を開始しました。

【面ノ木風力発電所の設備概要】

定格出力	1,800kW (600kW×3基)
風車の直径	44m
風車の高さ	68m (羽根先端までの高さ)
発電開始風速	2.5m/秒
定格出力風速	12.5m/秒
風車機種	ドイツ・エネルギー社製



面ノ木風力発電所

自然共生社会に関する施設や河川・水辺の整備

1 自然観察の森

〔環境政策課〕

「豊田市自然観察の森」(面積約150ha)は、身近な自然を都市近郊で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然系環境学習の拠点として、平成2年4月1日、全国10か所の自然観察の森のうち、8番目に開設しました。

自然観察の森は、中心市街地の東方約4kmの標高70~140mに位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、自然観察路や観察舎、休憩所、学習広場、展望台、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。

【自然観察の森 施設概要】

利用時間	【4月~9月】午前9時~午後5時30分 【10月~3月】午前9時~午後4時30分
休館日	毎週月曜日(休日の場合は開館)、12月28日~翌年1月4日
住所	〒471-0014 豊田市東山町4-1206-1
電話等	TEL:88-1310 FAX:88-1311



2 水辺環境整備事業

(1) 親水型河川・施設の整備

〔河川課〕

平成11年3月に開通した豊田大橋(矢作川)は、兩岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川に親しむことのできる(親水型)構造となっています。



親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

矢作川	・ ・ ・ 豊田市民芸館~豊田大橋~竜宮橋
水辺散策路	・ ・ ・ お釣土場水辺公園、古巣水辺公園など
緑陰歩道	・ ・ ・ 豊田市駅周辺(挙母小学校~豊田市役所間)
日明川	・ ・ ・ 石積護岸により水路を整備、豊田市総合野外センターとの一体的利用
加茂川	・ ・ ・ 川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策が可能。

(2) 多自然川づくり

〔河川課〕

自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な生息環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。



多自然河川(加納川)

【多自然川づくりの実施概要】

<p>五六川（準用河川）一児ノ口公園一</p> <ul style="list-style-type: none"> ●久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工 ○公園と中を流れる五六川との一体整備に当たり、都心におけるビオトープとなる空間を整備 ○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現
<p>矢作川（一級河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工 ○巨石による水制工（9 基）により河岸を保護し、流れに変化を持たせ多様な生物生息空間を創出 ○玉石による低水護岸…河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用
<p>加納川（普通河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加納町地内、平成 3 年度、市施工 ○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事、法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用 ○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成
<p>太田川（準用河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工 ○落差工は多段式魚道、水際は水生昆虫のため植栽護岸 ○多様な生物の生息空間のため静水域を確保
<p>広沢川（準用河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●猿投町地内、延長 1270m、平成 15 年度～平成 29 年度、市施工 ○自然石や環境ブロックの使用による多様な生態系空間や景観の保全・回復 ○緩傾斜床止工による上下流の連続性確保 ○緩傾斜護岸による親水機能確保

(3) 矢作川学校

〔矢作川研究所〕

豊田市矢作川研究所内に事務局を置く矢作川学校は、環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合的学習、交流館等が主催する自然環境学習や生き物観察会への講師派遣を行っています。



水生生物観察会

【平成 30 年度開催実績】

開催数：28 回 述べ参加者数：2, 048 人 述べ講師数：39 人

自然共生社会に関する法令の規制・制度

自然環境に恵まれた本市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導等を行っています。〔環境政策課〕

自然保護に関する主な法令（参考）

<p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全体法 ・ 自然公園法 ・ 温泉法 ・ 生物多様性基本法 ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・ 文化財保護法 ・ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ・ 森林法 ・ 都市緑地法 ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 	<p>〔県〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ・ 愛知県立自然公園条例 ・ あいち森と緑づくり税条例 <p>〔市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市環境基本条例 ・ 豊田市の環境を守り育てる条例 ・ 豊田市市街地における緑の保全条例 ・ 豊田市文化財保護条例 ・ 豊田市森づくり条例
--	---

1 森林区域の保全

〔森林課、開発審査課〕

森林法に基づいて、保安林^{※1}や地域森林計画^{※2}対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進したりして、乱開発の規制を行っています。

※1 保安林：森林の公益的機能を発揮するために、立木の伐採や土地の形質の変更等の規制を課した森林のこと。

※2 地域森林計画：全国森林計画に則して、都道府県知事が立てる民有林を対象とした計画。森林の整備及び保全を内容とした10年間の計画

(1) 自然公園の保護（自然公園法）

〔開発審査課〕

自然公園に基づく自然公園区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

【市内の愛知高原国定公園（昭和45年12月28日指定）】

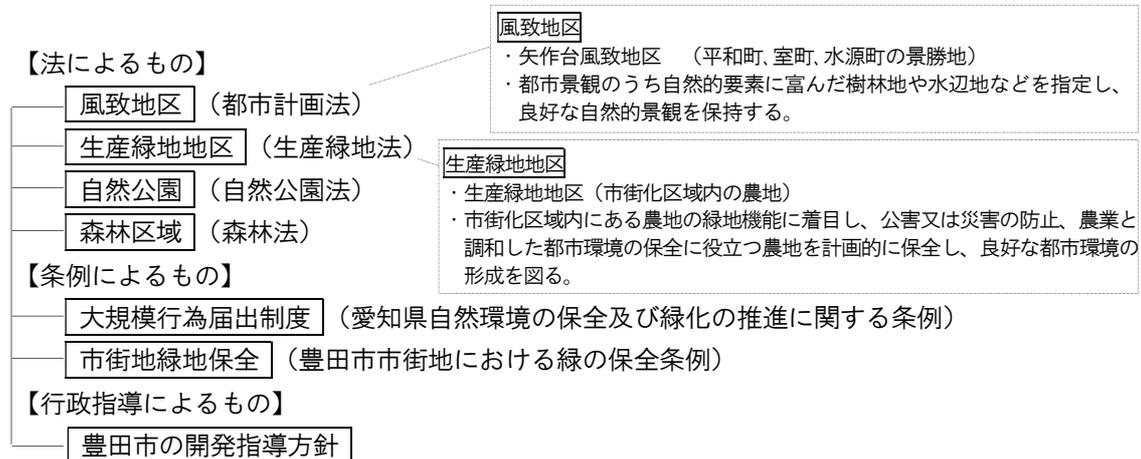
<p>特別地域…風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定 工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制 市域では13,507ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1種特別地域（43ha） ……猿投山頂（猿投山） 第2種特別地域（2,389ha）…猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（上高町ほか）、高橋地区（矢並町）、保見地区（広幡町）、松平地区（坂上町）、足助地区（足助町ほか）、下山地区（羽布町）、旭地区（牛地町ほか） 第3種特別地域（11,075ha）・猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（石野町ほか）、高橋地区（矢並町ほか）、松平地区（岩倉町ほか）、藤岡地区（折平町ほか）、足助地区（足助町ほか）、小原地区（日面町ほか）、下山地区（羽布町ほか）、旭地区（牛地町ほか）、稲武地区（黒田町ほか） <p>普通地域…公園区域のうち特別地域に指定されない区域 一定規模以上の工作物の設置、土地の改変などの届出が必要 平成17年度末現在、市域では、東海自然歩道周辺など444ha</p>

2 緑地保全

〔都市計画課、公園緑地管理課〕

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づき緑地保全を行っています。

緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系



※上記の法令等については、本市関係分のみ

(1) 市街地における緑の保全

〔公園緑地管理課〕

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

【市街地緑地保全制度の概要】

- I 指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要
- II 保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる。

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続と買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり
- III 保全緑地認定の更新

保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる。

(2) 民有地の緑化促進

〔公園緑地管理課〕

【民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設／屋上・壁面緑化支援事業】

都心中心部の緑化を合理的かつ効果的に向上させるため、一定規模以上の建築物の新築や増築をする際に、敷地面積の一定割合の緑化を義務化する「緑化地域」を導入しています。あわせて、緑化助成制度により緑化義務の負担を軽減し、緑化を推進しています。

3 水道水源保全（水道水源かん養林）

〔(上下水) 総務課〕

本市は、「水道水源保全基金」を、豊田市水道事業審議会の答申により平成6年に創設し、水道料金のうち使用水量1m³(t)当たり1円を「水道水源保全基金」として積み立てています。この基金を活用して、矢作ダム上流域の水道の水源となる森林を保全する「水源の森事業」と水道原水取水口より上流の家庭が、高度処理型合併処理浄化槽へ切り替える場合に上乗せ補助を行う「水質保全対策事業」を実施しています。また、平成27年度から、産業部と連携して新たに「水道水源林間伐事業」「水道水源林モニタリング事業」「水道水源林確保事業」をスタートしています。全5事業を展開し、水道水源の積極的かつ恒久的な保全に取り組んでいます。

4 開発に関する審査・調査・指導

〔開発審査課、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課〕

本市では、事業者などが周辺環境に影響を与える土地利用などを行う場合に、関係法令に基づく指導や、次に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策、騒音苦情対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、個別法令及び個々の指導基準に適合した事業となるように指導を行っています。

【開発行為に関する事前協議（2種類）】

豊田市土地利用対策会議（窓口：土地利用調整課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化区域外における1haを超える土地の改変などを行う開発行為について事前協議を実施するほか、土地利用に関する施策上重要な案件についても協議を実施

開発事業事前協議会（窓口：開発審査課）

「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」に基づき、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、適切な開発事業の確保を図り、もって良好な住環境の保全及び安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とし、対象に応じて協議会を実施

【「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」第6条に定める対象行為】

1. 都市計画法の許可が必要な開発行為で、道路、公園等の公共施設の整備を伴うもの又は位置指定道路の築造であって、事業区域の面積が500m²以上のもの
(例：開発道路を入れる宅地分譲など)
2. 第1種特定工作物の建設及び廃棄物処理施設の設置
3. 市街化区域以外における土地の区画形質の変更で、面積が1haを超えるもの
4. 都市計画法の許可が必要な開発行為のうち、事業区域の面積が500m²以上のもの
※自己用住宅は、この条例の対象外です。(例：開発許可を要する店舗や工場)
5. 建築物の高さが15mを超え、かつ、延べ面積が2,000m²以上の建築物の建築
6. 長屋又は共同住宅であって、戸数が25戸以上であるものの建築
7. 病院、ホテル等不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物の建築
8. 土地の区画形質の変更で、事業区域の面積が1,000m²以上のもの(例：土砂等の採取行為、農地や山林を資材置場や駐車場にする事業、山林を伐採し太陽光発電施設を設置する事業)
(4～8については、協議を省略できる場合があります。)

5 都市部と山村部との交流

(1) 山村地域等定住応援補助金

[定住促進課]

(豊田市の)山村地域等に地域活動への参加を前提に定住するための住宅を取得した場合に、住宅取得に要する費用の一部を補助します。

山村地域等定住応援補助実績

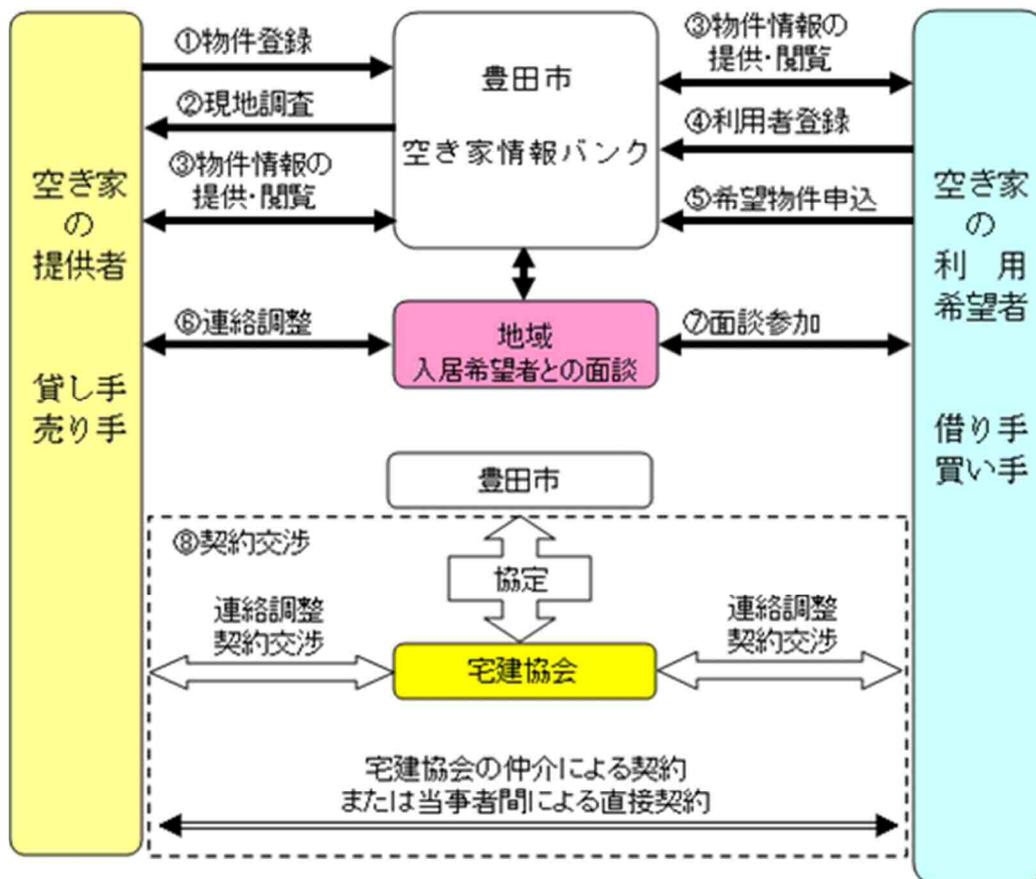
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計
補助件数(件)	55	64	87	77	283
補助合計額(千円)	46,510	58,450	68,970	61,140	235,070

(2) 空き家情報バンク

[地域支援課]

豊田市の山村地域等(旭・足助・稲武・小原・下山地区の全域及び石野・猿投台・高橋・藤岡・松平地区の一部)に存在する空き家について、賃貸もしくは売却を希望する空き家の所有者と、田舎暮らしを目指す移住希望者が出会うよう、市が空き家の情報提供と入居者の募集をするしくみです。空き家を地域資源として有効活用し、地域活性化を図ることを目的としています。

平成22年度から平成30年度までで、153世帯370人の方が移住しています。



6 環境保全型農業の推進

(1) 多面的機能支払交付金事業

〔農地整備課〕

農地・農業用施設など多面的機能を持つ地域資源が、高齢化・混住化などにより適切な保全管理が困難となってきたりしている現状や環境意識の高まる中、地域住民の参画の下、市内では 88 の活動組織が、農地・農業用施設の草刈や景観植物の植栽・生きもの調査など農村環境の保全に向けた取組を、活動組織の創意工夫により積極的に行っています。



景観植物の植栽



水路の生きもの調査

(2) 中山間地域等直接支払交付金事業

〔農政課〕

平成 12 年度から始まったこの事業は、平成 27 年度から第 4 期の事業として令和元年度まで、農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援などの拡充・強化を行い、継続実施されています。この事業は、農産物の生産、環境保全、災害防止等の中山間地域の農地の多面的機能を維持するために、集落ぐるみで農地を保全する活動に対し交付金を交付しています。

(3) 環境保全型農業直接支援対策事業

〔農政課〕

平成 23 年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組として、「農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで有機農業等の営農活動に取り組む場合」に対して支援を行いました。

自然共生社会に関する自然の現状

1 森林資源の現況

〔森林課〕

工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林都市としての側面も併せ持っています。以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていた民有林が、現在では「雑木林」として放置されている状況もあります。

一方、スギ・ヒノキの人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は主伐が可能な時期を迎え、また、71年生以上の高齢の森林も多く、木材資源として活用することが可能となっていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入れられず放置された状態の森林が多くなっています。これらの森林が災害を引き起こすことが懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。

森林資源の現況—保有形態別面積（平成30年度末現在）

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木地) ha	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総数	62,430						
国有林	1,243	2.00					
地域森林計画 対象民有林	61,187	98.00	59,069	35,162	23,907	2,118	57.46
公有林	7,281	11.66					
県有林	2,514	4.03					
市有林	4,767	7.63					
私有林	53,906	86.34					
地域森林計画の 対象外の区域	31						
森林面積	62,461						

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

地域森林計画対象民有林内の人工林の齢級別面積（平成30年度末現在）

（単位：ha）

齢級別 区分	総数 (林齢)	齢級別面積						
		1～4 齢級 (～20年生)	5～6 齢級 (21～30)	7～8 齢級 (31～40)	9～10 齢級 (41～50)	11～12 齢級 (51～60)	13～14 齢級 (61～70)	15 齢級以上 (71年生～)
人工林	35,162	412	1,219	2,894	5,484	10,057	6,806	8,290

主要樹種別の面積率 … スギ32.0%、ヒノキ54.8%、マツ類12.6%

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

2 湿地

〔環境政策課〕

市内には、貴重な湿地性植物群（東海丘陵要素）が自生する小規模な湧水湿地が多数点在しています。これらの湧水湿地の代表的なものとして、矢並湿地（矢並町）、上高湿地（上高町）、恩真寺湿地（山中町）の3つの湿地が、平成24年7月に「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録されました。これらの3つの湿地には、環境省のレッドリストに掲載されているミカワシオガマ、シラタマホシクサ、シデコブシなどの希少な植物や、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ、ホトケドジョウなど多種の希少動物が生息しています。



ミカワシオガマ



シラタマホシクサ



シデコブシ



ハッチョウトンボ

3 生物の生息状況

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため平成13年度から3年間かけて豊田市自然環境基礎調査を実施しました。平成17年4月に合併した地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区）については、平成19年度から調査を実施し豊田市生物調査報告書（H28）としてまとめました。

(1) 哺乳類、ハ虫類、両生類

哺乳類は、ニホンジカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

ハ虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどが生息しています。

カメの仲間は、イシガメ、クサガメなどのほか、外来種のミシシippアカミミガメも確認されています。

両生類は、モリアオガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息しています。

(2) 鳥類

カイツブリ、キジバト、ホトトギス、コゲラ、ツバメ、ヤマガラ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、メジロなどのほか、外来種のコジュケイも確認されています。

(3) 魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて225か所あります。

ミナミメダカ、マドジョウ、ホトケドジョウなどのほか、外来種のタイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなども確認されています。一部のため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため魚相が変わってきています。

(4) 昆虫類

チョウ目ではアゲハ、モンシロチョウ、キタキチョウ、コムスジ、ルリタテハ、コジャノメ、ヒメウラナミジャノメなどが生息しています。トンボ目ではシオヤトンボ、オオシオカラトンボ、ヒメアカネ、モノサシトンボ、モートンイトトンボなどが生息しています。

4 希少な動植物の生息状況と保護

[環境政策課]

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成3年度から3年間、平成13年度から3年間調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」（平成6年）と「豊田市自然環境基礎調査報告書」（平成17年）にまとめました。さらに、平成19年度から、旧町村地区を含めた全市域で自然環境基礎調査を実施し、「豊田市生物調査報告書」（平成28年）にまとめました。

これらの調査の結果、「環境省レッドリスト 2015（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」記載種は、絶滅危惧ⅠA類6種、絶滅危惧ⅠB類25種、絶滅危惧Ⅱ類86種、準絶滅危惧118種、地域個体群1種が確認され、「レッドリストあいち 2015」記載種は、絶滅4種、絶滅危惧ⅠA類48種、絶滅危惧ⅠB類71種、絶滅危惧Ⅱ類105種、準絶滅危惧149種が確認されました。

(1) ウシモツゴ

本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、ウシモツゴが生息するため池の管理と巡視を豊田市自然愛護協会に委託して、生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

(2) カワバタモロコ

カワバタモロコは、市の天然記念物に指定（種の指定）しており、カワバタモロコが生息するため池の管理と巡視を豊田市自然愛護協会に委託して、生息環境の保護を図っています。

(3) シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、本市では、勘八町、野見山町、琴平町、御船町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。

琴平町や御船町では、市民団体がシデコブシを被圧する竹類や常緑樹を伐採するなど保全活動を行っています。



シデコブシ

(4) ギフチョウ

ギフチョウは、市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。猿投山南側山麓の民有林では、ギフチョウの再生を目指した環境づくりと良好な自然を復元するため、市民団体が活動を行っています。

市内で確認されている絶滅のおそれのある野生生物

項目	哺乳類・ハ虫類・両生類	鳥類	淡水魚類	昆虫類	植物
環境省 レッド リスト 2015 (絶滅のお それのある 野生生物の 種のリスト)		絶滅危惧 IA 類 …1 種 シマアオジ	絶滅危惧 IA 類 …1 種 ホンモロコ	絶滅危惧 IA 類 …2 種 ベッコウト ンボ 等	絶滅危惧 IA 類 …2 種 クマヤマグミ 等
	絶滅危惧 IB 類 …1 種 ナゴヤダルマガ エル	絶滅危惧 IB 類 …5 種 クマタカ 等	絶滅危惧 IB 類 …4 種 カワバタモロコ 等	絶滅危惧 IB 類 …9 種 ヨツボシカミキ リ 等	絶滅危惧 IB 類 …6 種 ヤマホオズキ等
	絶滅危惧 II 類 …2 種 ヤマコウモリ カスミサンシ ョウウオ	絶滅危惧 II 類 …15 種 サシバ ハヤブサ 等	絶滅危惧 II 類 …6 種 ミナミメダカ 等	絶滅危惧 II 類 …29 種 ギフチョウ オオクワガタ 等	絶滅危惧 II 類 …34 種 ミコシギク ヒメミクリ 等
	準絶滅危惧 …5 種 トノサマガエル ニホンイシガメ 等	準絶滅危惧 …12 種 オオタカ ハチクマ 等	準絶滅危惧 …4 種 ヤリタナゴ 等	準絶滅危惧 …64 種 オオムラサキ 等	準絶滅危惧 …33 種 シデコブシ 等
	地域個体群 …1 種 ツキノワグマ				
計	9	33	15	104	75
レッド リスト あいち 2015					絶滅 …4 種 バアソブ 等
	絶滅危惧 IA 類 …4 種 ツキノワグマ 等	絶滅危惧 IA 類 (繁殖個体群) …12 種 コノハズク 等	絶滅危惧 IA 類 …4 種 ヤリタナゴ	絶滅危惧 IA 類 …13 種 ヒメヒカゲ 等	絶滅危惧 IA 類 …15 種 ミコシギク 等
	絶滅危惧 IB 類 …4 種 モモンガ 等	絶滅危惧 IB 類 (繁殖個体群) …8 種 (越冬個体群) …3 種 (通過個体群) …5 種 ヤマセミ 等	絶滅危惧 IB 類 …7 種 ホトケドジョウ	絶滅危惧 IB 類 …13 種 タガメ 等	絶滅危惧 IB 類 …31 種 トキソウ 等
	絶滅危惧 II 類 …5 種 カヤネズミ 等	絶滅危惧 II 類 (繁殖個体群) …14 種 (越冬個体群) …6 種 (通過個体群) …14 種 アカショウビン 等	絶滅危惧 II 類 …2 種 ドジョウ 等	絶滅危惧 II 類 …20 種 ウラナミジャ ノメ等	絶滅危惧 II 類 …44 種 シラタマホシク サ等
	準絶滅危惧 …13 種 ムササビ モリアオガエル 等	準絶滅危惧 (繁殖個体群) …9 種 (越冬個体群) …14 種 (通過個体群) …8 種 フクロウ 等	準絶滅危惧 …4 種 ミナミメダカ 等	準絶滅危惧 …61 種 オオムラサキ 等	準絶滅危惧 …40 種 ヘビノボラズ 等
計	26	93	17	107	134

5 外来生物対策

〔環境政策課〕

本市では、文献調査や聞き取り調査の結果、17種の特定外来生物が確認されています。

本市で確認された特定外来生物とその他の外来生物について生息生育箇所の分布情報を収集し、本市における外来生物の実態を明らかにしていきます。

また、市内一斉環境美化活動におけるオオキンケイギク駆除の取り組みなどにより、外来生物を防除するとともに、地域固有の生態系を保全するという市民意識の向上を図っています。

市内で確認されている特定外来生物

分類群	種名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
ハ虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
鳥類	ソウシチョウ、ガビチョウ
魚類	オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシ
昆虫類	なし
クモ類	セアカゴケグモ
貝類	カワヒバリガイ
植物	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ

循環型社会に関する豊田市内の施設

1 環境学習施設 eco-T (エコット)

〔環境政策課〕

「環境学習施設 eco-T (エコット)」は身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことのできる生活系環境学習の拠点として、平成 19 年 6 月 1 日に渡刈クリーンセンター内に開設されました。施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネルギー・代替エネルギー設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

エコットは「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民ボランティアであるインタープリターが運営を企画し、環境学習プログラムを実施しています。

また、エコットは、愛知県地球温暖化防止活動推進センターの豊田支所及び東海 4 県のポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理に関する情報提供・啓発に関する拠点施設としても位置付けられています。

【環境学習施設 eco-T(エコット) 施設概要】

開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休館日	毎週月曜日 (休日の場合は翌日)、年末年始
住所	〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター内
電話等	TEL:26-8058 FAX:26-8068



エコットの外観

2 リサイクルステーション

〔ごみ減量推進課〕

大型店舗の駐車場等に常設ステーションを 23 か所設置し、古紙類、古布類、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん等を回収しています。平成 25 年 7 月からは渡刈町リサイクルステーションで、事業系古紙類も回収しています。

○リサイクルステーション設置場所

- 1 若林東町(スーパーやまのぶ若林店 駐車場)
- 2 広路町(イオンスタイル豊田 西駐車場)
- 3 宝来町(東山体育センター 駐車場)
- 4 畝部西町(A コープうねべ店 駐車場)
- 5 西中山町(メグリア藤岡店 敷地内)
- 6 東梅坪町(三洋堂書店梅坪店 南隣)
- 7 渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)
- 8 大沼町(下山トレーニングセンター 南側)
- 9 東保見町(愛環保見駅東 高架下)
- 10 藤岡飯野町(ふじのさと 南側)
- 11 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)
- 12 前田町(フィール・フードメッセトヨタ店 東駐車場)
- 13 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東)
- 14 土橋町(MEGA ドン・キホーテ UNY 豊田元町店 西側駐車場)
- 15 小原町(小原支所 駐車場)
- 16 高丘新町(高岡公園 駐車場)
- 17 稲武町(稲武交流館 駐車場)

- 18 下切町(旭総合体育館 駐車場)
 - 19 大林町(末野原中学校 北側)
 - 20 御幸本町(メグリア本店 東側)
 - 21 岩倉町(岩倉小学校 南側)
 - 22 貝津町(浄水北小学校 北西)
 - 23 四郷町(愛環四郷駅 南側)
- ※令和元年 7 月 1 日開設



リサイクルステーション

令和元年 7 月 1 日現在

3 ごみ処理施設（一般廃棄物の処理施設）

〔清掃施設課〕

【豊田市施設】

渡刈クリーンセンター〔焼却施設〕

所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3
処理方式：全連続燃焼方式
（流動床式熱分解ガス化溶融方式）
能力：405 t / 24 h（135t/24h×3 炉）

緑のリサイクルセンター

〔有機性廃棄物資源化施設〕
所在地：豊田市枝下町下笹沢 197
処理方式：破碎＋発酵＋袋詰め
処理能力：26 t / 5 h

藤岡プラント〔焼却施設〕

所在地：豊田市下川口町奥山 516-4
処理方式：全連続燃焼方式（ストーカ方式）
能力：90 t / 24 h

砂川衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕

所在地：みよし市三好丘旭 4-19-15
処理方法：標準脱窒素処理方式
＋高度処理方式
処理能力：200kℓ/24 h

グリーン・クリーンふじの丘〔埋立処分施設〕

所在地：豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1161-89
敷地面積：52ha 埋立容量：125, 000m³

逢妻衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕

所在地：豊田市前林町前越 1
処理方法：活性汚泥法処理方式
標準脱窒素処理方式 } +高度処理方式
処理能力：350kℓ/24 h

プラスチック製容器包装資源化施設〔資源化施設〕

所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3
処理方式：破袋＋手選別＋圧縮減容梱包
処理能力：10 t / 5 h

循環型社会に関する廃棄物の回収状況・資源の活用方法

1 分別収集の実施

[清掃業務課]

家庭から排出されるごみと資源は、平成9年度に6分別8種類、平成23年度からは7分別10種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。

ステーションの数（平成31年3月末現在）

資源ステーション		1,854 か所
分別ごみステーション	燃やすごみ用	5,690 か所
	金属ごみ・埋めるごみ用	4,920 か所

資源・ごみの分別

分 別		収 集	出し方など	
資源	プラスチック製 容器包装	週1回	指定ごみ袋（黒文字）	分別ごみ ステーション
	ガラスびん 飲料缶 ペットボトル	月1回 （資源の日）	資源ステーション	
	有害ごみ			
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋（緑文字）	分別ごみ ステーション
金属ごみ		月1回	指定ごみ袋（青文字）	
埋めるごみ		月1回	指定ごみ袋（赤文字）	
粗大ごみ		申込制	戸別有料収集	

2 再生利用（リサイクル）の状況

(1) リサイクルステーション

[ごみ減量推進課]

リサイクルステーション回収実績（平成30年度）

古紙類※	古布	飲料缶	ペット ボトル	ガラス びん	プラスチック製 容器包装	廃食用油	合計
6,894t	445t	318t	649t	1,478t	398t	18t	10,200t

※事業系古紙(50t)は含まない。

(2) ごみ減量に向けた資源化の推進

[ごみ減量推進課]

① 資源の日及びプラスチック製容器包装の分別収集

「資源の日」、「プラスチック製容器包装」の収集日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集しています。

資源の日・プラスチック製容器包装 分別収集実績（平成30年度）

ガラスびん	飲 料 缶	ペットボトル	プラスチック製容器包装
949t	159t	292t	1,463t

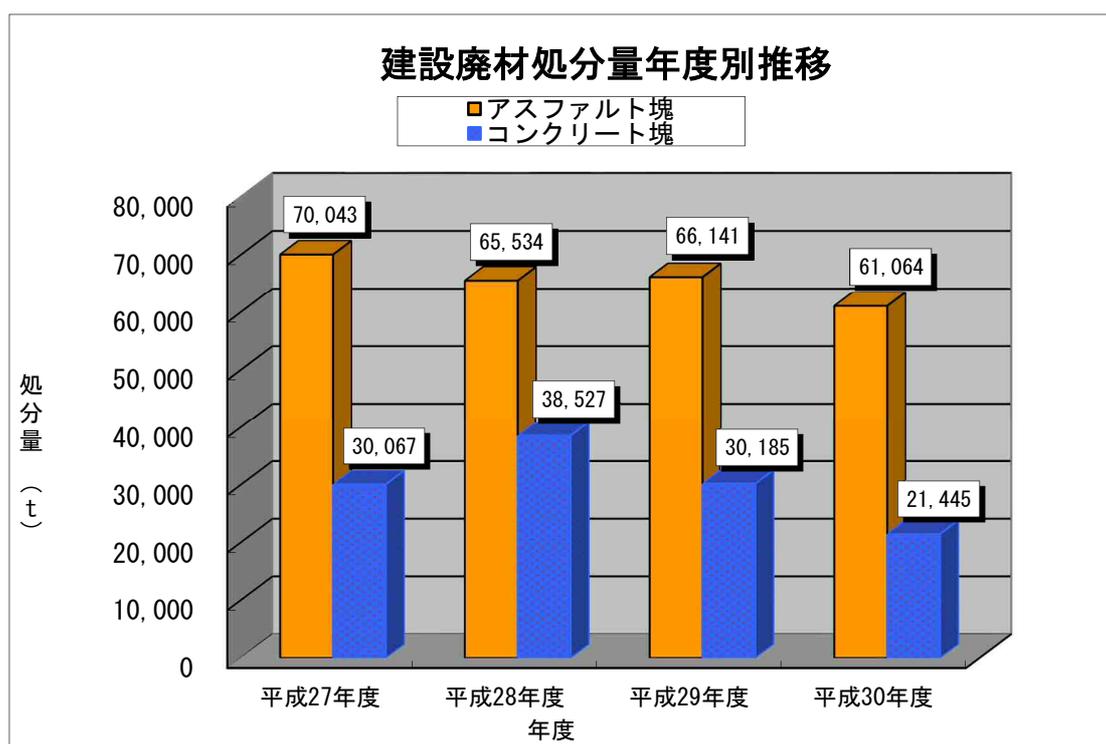
② 金属ごみ等リサイクル事業

民間処理施設において金属ごみ、不燃性粗大ごみ、危険ごみ等から金属を回収し、リサイクルを推進しています。また、金属ごみからは小型家電等を抜き取り、レアメタルを回収できる業者に売却しています。さらに、小型家電については、平成26年11月から、環境省が認定した事業者が宅配便を活用した回収を始め、市は回収量の報告を受けています。

(3) 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

〔技術管理課〕

市が発注する工事においては、再生資源利用促進実施書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに、適正に処理されたことを確認しています。



(4) 溶融スラグの資源化の促進

〔清掃施設課〕

溶融スラグとは、一般廃棄物を1,200度以上の高温で溶かし、冷却水槽で急冷・固化することでできる物質です。廃棄物の溶融固化については、廃棄物の減容化に有効であるとともに、溶融スラグを路盤材やコンクリート用骨材などの建設資材として資源化し、利用することで、最終処分場の延命化にも有効的です。渡刈クリーンセンターで製造される溶融スラグは、市内の公共工事等で有効利用しています。



溶融スラグストックヤード

溶融スラグ有効利用量（平成30年度）

一般廃棄物処理量	溶融スラグ製造量	溶融スラグ有効利用量
103,882t	3,615t	3,649t



溶融スラグ

3 産業廃棄物の適正な処理

〔廃棄物対策課〕

(1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

本市の許可を有する産業廃棄物処理業者数は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業者数（各年度末現在）

種 類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合 計		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
収集運搬業	67	66	63	6	6	6	73	72	69
処分業	67	68	68	5	5	5	72	73	73
合 計	134	134	131	11	11	11	145	145	142

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

産業廃棄物中間処理施設設置状況（法律で定めるものに限る。：各年度末現在）

施設の種類の 年 度	処分業施設数			自社処理施設数			合 計		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
汚泥の脱水	3	3	3	29	29	29	31	32	32
汚泥の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
汚泥の乾燥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の油水分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチック等の 破砕施設	38	41	42	5	5	5	43	46	47
廃プラスチックの焼却	3	3	3	1	1	1	4	4	4
汚泥のコンクリート固化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く。)	2	2	2	1	1	1	3	3	3
廃 PCB 等又は PCB 処 理物の分解施設	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	51	54	55	39	39	39	90	93	94

産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）※1

施設の種類	処分業の施設数			自社処理等の施設数			合計		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
遮断型※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型※3	3	4	4	1	0	0	4	4	4
管理型※4	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	4	5	5	1	0	0	5	5	5

※1 既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

※2 遮断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水と遮断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、銹さいなどを埋立処分できる処分場

※3 安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

※4 管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染するおそれのある産業廃棄物でも埋め立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

(2) 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出

「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受け付けました。

条例に基づく届出件数（平成 30 年度）

届出の種類	件数
市外産業廃棄物搬入	5,109
特定産業廃棄物保管	5
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	7
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	0
小規模処理施設設置	0
説明会開催	0
計画内容周知	0
廃棄物処理施設設置事業計画書・環境保全対策書	0

(3) PCB 特別措置法による届出

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から、PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け付けました。

市内の PCB 廃棄物等の保管、使用状況（各年度末現在）

年度	H28	H29	H30
PCB 廃棄物保管事業場数	136	138	91
PCB 使用製品使用事業場数	44	46	44

(4) 苦情相談への対応

市民・企業等から寄せられた産業廃棄物に関する苦情の対応を行いました。苦情の主な内容は、廃棄物の野焼き、不法投棄等です。

産業廃棄物に関する苦情対応件数（各年度末現在）

年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	98	159	235

4 不法投棄物の回収・処理

〔清掃業務課〕

不法投棄パトロール員による市内パトロールや、市民（不法投棄パトロール隊、自治区など）や不法投棄対策連絡会からの不法投棄物の通報に対し、不法投棄物の回収及び処理を実施しています。

<処理実績>

処 理		主な回収物							
件数	処理量	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	バッテリー	自転車	パソコン
1,692	61.1 t	108台	3台	51台	19台	482本	37台	10台	12台

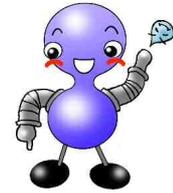
安全安心社会に関する制度や協定

1 生活排水対策の推進

(1) 下水道整備

〔下水道建設課〕

公共下水道が整備され供用を開始された区域では、くみ取便所を使用している方は3年以内に、浄化槽を使用している方は遅滞なく（1年以内）下水道に接続する義務があります。本市では、下水道未接続者の解消のため、接続相談員による戸別訪問を実施し、接続の促進を図っています。



市下水道イメージキャラクター
「ミカホ」ちゃん



(参考) BOD^{*}との関わり

BOD	生物	生活
2	アユ自然繁殖	
3	アユ成育	水泳 (適)
5	小魚等の成育	水泳 (可)
6		水遊び (適)
8	コイ成育	水遊び (可)
10		ボート (可)

※BOD: Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。微生物が水中の有機物を分解するとき消費する酸素の量で、数値が高いほど汚れていることになります。

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業・浄化槽維持管理促進事業

〔下水道施設課〕

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和63年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

また、平成18年度から浄化槽の適正維持管理を推進するため、合併処理浄化槽の設置が進んだ自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理促進事業を実施しています。この制度は、自治区等自らが、各戸の浄化槽の設置及び維持管理状況の調査、浄化槽の維持管理に関する研修会の実施、単独処理浄化槽又はくみ取便所の設置者に対する合併処理浄化槽への転換啓発、浄化槽の自主検査の実施等を実施し「集団見守り型」の考えに基づき、浄化槽の適正維持管理を促進しようとするものです。

あらかじめ適正維持管理される浄化槽基数の目標を定め、その対価に応じ報償金を支払います。

2 事業者との協定

〔環境保全課〕

本市は、昭和 48 年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制を進めてきました。平成 20 年度から、事業者と共働して持続可能な社会の構築を目指して、新たに環境に配慮した自主的取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」の締結を進めています。

事業者との公害防止協定の概要と環境の保全を推進する協定の主な追加内容

【公害防止協定の主な内容】

- ・協 定 値：公害関係諸法令より厳しい規制値
- ・事 前 協 議 制：一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- ・測定及び報告義務：大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- ・その 他 の 事 項：事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- ・事業者は、温室効果ガス及び化学物質の排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、その推進と情報提供に努める。
- ・市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- ・事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努め、周辺住民との定期的な情報交換の機会を設けるよう努める。
- ・市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

3 不良な生活環境の解消

〔環境保全課〕

本市は、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等の不良な生活環境上の問題を解消し、市民が安心して暮らすことができる安全で快適な生活環境を確保することを目的として、「不良な生活環境を解消するための条例」を平成 28 年 4 月 1 日に施行しました。

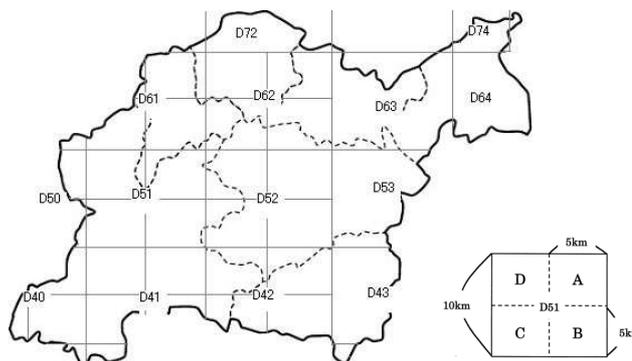
条例の施行から平成 30 年度末までに対応した 280 件のうち、自治区や関係機関との連携によって 191 件（68%）が解消しました。対応中の 89 件は、解消に向けた取組（福祉的な支援や声掛けなど）を関係機関と連携して行っています。

		件 数	対応中	解 決
対 応 件 数 ^{※1}		280	89	191 (23) ^{※1}
内 訳	物の堆積等	87	41	46 (22)
	動物の多数飼育	8	4	4 (2)
	樹木の繁茂	118	28	90 (2)
	雑草の繁茂	81	23	59 (2)
	その他（苦情等）	52	19	33

※1 () 内の数字は、解決済の案件だが、必要な支援を継続し、再発防止に努めている件数

②地下水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内の全体的な地下水質の概況を把握するため、市内を5kmメッシュに区切り調査（概況調査）を15井戸で行っています。また、過去の概況調査や事業者からの報告等で判明した地下水汚染地域を継続的に監視する調査（定期モニタリング調査）を行っています。



(3) 騒音・振動に関する調査の実施

①自動車騒音・道路交通振動調査

騒音規制法及び振動規制法に基づき、市内の交通量の多い幹線道路周辺の自動車騒音や道路振動の状況、要請限度[※]の適合状況を把握する調査を実施しています。

※自動車騒音や道路交通振動について、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長が都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく交通規制等の措置を講ずるよう要請できる一定の限度のことをいいます。

②環境騒音調査

騒音規制法に基づき、市内の道路に面する地域以外の地域について、一定の地域ごとに選定した代表地点15地点で調査を実施しています。

(4) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

このダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類を把握するため、大気2地点、河川（水質・底質）3地点、地下水質3地点及び土壌3地点で常時監視調査を実施しています。

2 化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

(1) PRTR 制度

〔環境保全課〕

PRTR 制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを把握するための仕組みです。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象の24業種の事業者が、対象化学物質462物質の排出量や移動量を把握し届出しています。

この届出情報を基に、市域における化学物質の排出量等を把握し、物質別や業種別等集計し公表しています。事業所ごとの届出情報は、国に集約され、国のホームページ上で公表されています。

(3) 豊田 PCB 廃棄物処理事業の安全監視

〔廃棄物対策課〕

国は、平成13年6月にPCB廃棄物処理特別措置法を制定し、昭和47年にPCB*の製造や新たな使用が禁止されて以来、約30年間保管の続いているPCB廃棄物を、平成28年までに処理をする計画をつくりました。これにより、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称JESCO）がPCB廃棄物処理施設を設置し、処理事業を行うことになりました。PCB廃棄物処理施設は、全国に5施設が設置されており、そのうちの1施設「豊田PCB処理事業所」が豊田市にあります。東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）を処理対象とした処理施設で、平成17年9月に事業が開始されました。国は当初予定していた平成28年までの処理完了が困難であることから、平成26年6月に計画を変更し、処理期限を令和7年度まで延長するとともに、全国5つの処理施設の相互活用をすることで処理促進を図ることとしました。この計画変更により、豊田PCB処理事業所では新たに大阪事業エリアのPPコンデンサーを処理することになり、豊田事業エリアの車載トランスや特殊コンデンサー、安定器等を他の事業所で処理することとなりました。

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称。絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などの特性を有することから、変圧器、コンデンサーといった電気機器を始め幅広い用途に使用されたが、昭和43年にカネミ油症事件において、その毒性が問題となり、昭和47年にPCBの製造は禁止された。

豊田事業所概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業(株) (国100%出資の特殊会社)
施設立地場所	細谷町3丁目1番地1
処理対象	東海4県のPCB廃棄物（高圧変圧器、高圧コンデンサー等）、大阪エリアのPCB廃棄物（PPコンデンサー）
処理方式・能力	1.6t/日（PCB分解量）
事業の期間	平成17年9月から令和7年度末
処理の方法	脱塩素化分解法

①豊田市 PCB 処理安全監視委員会

PCB廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市 PCB 処理安全監視委員会」を平成15年10月に設置し、市民参加の監視を推進しています。その委員会の委員として、周辺自治区代表者、周辺企業代表、市民代表、学識経験者15名が参加しています。

②中間貯蔵・環境安全事業(株)との協定

市とJESCOとの間で、平成16年4月に「豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結しました。この協定には、豊田PCB廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、安全を確保するための具体的な実務や手順が定められています

豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定の概要

- ・ 処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ、地下に浸透させないこと。
- ・ 事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・ 運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市に報告すること。
- ・ 処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・ 環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・ 事故等により有害物質が外部に排出された場合、JESCOは処理施設の停止を含めた措置等を講ずるとともに、市へ報告すること。

③収集運搬事業者との協定

PCB 廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を確保し、環境への汚染をさせない、良好な生活環境を保持することを目的として、収集運搬事業者と協定を締結しています。また、JESCO は、収集運搬事業者の認定については、本市と協定を締結することを条件としています。

収集運搬事業者との協定の概要

- ・市内での積替え保管、液抜き及び処理施設周辺の路上での待機の禁止
- ・作業手順書、維持管理手順書、緊急時対応マニュアルを整備するなど安全管理体制を構築すること。
- ・豊田 PCB 廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定されたルートを利用すること。
- ・事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施すること。
- ・安全監視委員会から、報告の求めなどの要請があった場合、これに積極的に協力すること。

④PCB 環境調査

豊田 PCB 廃棄物処理施設に関して、処理施設稼働に伴う環境への影響を把握するため、平成 14 年度から大気、水質、底質を、平成 16 年度からは土壌も追加して PCB 環境調査を実施しています。平成 30 年度の調査では、全ての調査地点で、平成 14 年から実施している環境省全国調査の検出濃度範囲内でした。

市民の環境行動力の向上と共働の分野に関する支援制度

1 とよたエコポイントを活用した行動転換の促進

〔環境政策課〕

市民のエコライフ推進のために、CO₂削減の取組に重点を置いた制度として、デジタル管理が可能な「とよたエコポイント制度」を平成21年6月1日から開始しています。

とよたエコポイント制度は、2005年愛・地球博で始まったEXP0エコマネーシステムを活用したポイント制度で、電子マネー等のFeliCa（フェリカ）チップの製造番号を利用したデジタル管理による電子ポイントを発行しています。この制度を活かして、市民の環境配慮行動の促進を図ります。

また、リサイクルステーションへの資源の持込みや環境学習施設での環境学習のほか、健康づくりに関する行動に対してもポイントを発行するなど、様々な分野でとよたエコポイントを行動転換のきっかけとして活用しています。

【とよたエコポイント発行・交換メニューの抜粋（平成30年度）】

発行メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルステーションへの資源持込み（5pt） ・地域バス（旭、小原）に乗車 ・環境学習施設（エコット、自然観察の森等）を訪問（5pt） ・環境学習に参加（5pt） ・健康づくり事業への参加（きらきらチャレンジ、ウォーキング等） 等
交換メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・とよた地産地食の贈り物（旬のとよたの農産物）（2,500pt） ・夢農人通販サイトで農産物と交換（商品に応じたポイント） ・牛乳パックリサイクルボックスティッシュ「モーいちど」（65pt） ・豊田市燃やすごみ指定袋（145pt） ・100円お買物券（100pt）（どんぐりの里いなぶ、香恋の館、百年草、旭高原元気村等） ・各商工会（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡）500円商品券（500pt） ・市内スーパー500円又は1,000円商品券（500pt又は1,000pt） 等

【とよたエコポイント発行・交換ポイントの推移（単年度）】（平成31年3月末現在）



2 環境行動を支援するための分かりやすい情報発信と仕掛けづくり

〔環境政策課〕

(1) 環境イベントの情報や環境に関する情報の提供

エコット、自然観察の森、とよたエコフルタウンのホームページやWebサイト「とよたエコポイントナビ」を利用して、環境学習イベントやとよたエコポイント制度に関する情報を提供しています。

(2) とよたエコポイントナビによるエコポイント情報発信

市民向けWebサイト「とよたエコポイントナビ」において、発行・交換メニューの更新など、とよたエコポイント制度に関する最新情報を発信しています。

(3) ECO Life メールとよたによるエコライフ情報発信

市民向けメールマガジン「ECO Life メールとよた」は、平成28年度から運用を開始し、とよたエコポイント制度に関する最新情報やエコライフ情報などを発信しています。

(4) とよたエコライフセンター

平成29年4月にとよたエコライフセンター（以下、センター）がオープンしました。センターでは、豊田市版スマートハウス減税や豊田市エコファミリー支援補助金の受付のほか、エコライフやエコポイント、事業者と市民活動団体とをつなぐ環境活動マッチング事業に関する相談を受け付けています。



3 定住促進プロモーション事業

〔定住促進課〕

本市への定住を促進するため、定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」を通じて、市内外の家族形成期世代へ豊田市の魅力や住みやすさについてWebサイトやPR冊子等で情報を発信しています。



4 セカンドスクール事業

〔農政課〕

市内の小学生を対象に、農山村部において1~2泊の農山村体験、農家ホームステイを実施しています。校内での通常授業に対し、農山村での体験授業を「セカンドスクール」と位置付け、学校単位で学年全ての子どもたちが参加する「学校版」と、学校の長期休暇中に、希望する子どもたちが農山村体験を行う「フリー版」を開催しています。

平成30年度は、学校版で17人、フリー版で249人が参加しました。



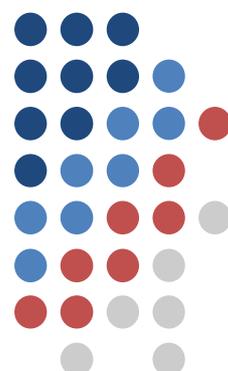
5 とよたエコアクションプラン

〔環境政策課〕

【豊田市環境率先行動計画兼地球温暖化防止実行計画（事務事業編）】

とよたエコアクションプランは、市役所自らが事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画で、平成11年に策定されました（平成26年4月改定）。本市職員が、日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷を積極的に低減し、市民、事業者が行う環境に配慮した自主的な取組を促すことを目的としています。

この計画では、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量に関する目標を定めています。計画の目的の達成に向けて省資源、省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の使用、廃棄物の減量とリサイクルの推進、車両の適正使用・エコドライブ及びエコカーの導入促進、公共工事、施設の維持・管理における環境配慮に取り組みます。



総合資料編

豊田市環境基本計画に係る、総合的な資料となる情報を掲載しています。

1 環境行政年表（直近5年）

〔環境政策課〕

年	市	国・県
26年度 (2014年度)	4月 豊田市版環境減税創設 低炭素社会モデル地区「とよたエコフル タウン」全面オープン	5月 第4次愛知県環境基本計画策定
	6月 再生可能エネルギーセンターオープン 7月 第1回環境審議会開催 10月 「循環型社会形成推進功労者等環境大臣 表彰」受賞（とよたエコライフ倶楽部） 12月 燃料電池自動車（FCV）購入補助開始	11月 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ 世界会議」開催 12月 COP20 及び京都議定書第10回締約国会合（COP/ MOP10）を開催（リマ）
	1月 国連・豊田市共催による環境先進都市国 際会議開催 第2回環境審議会開催	1月 第3次レッドリスト「レッドリストあいち2015」 作成
27年度 (2015年度)	5月 ふるさと寄附金FCV 1日貸出開始 8月 とよたSAKURAプロジェクト始動 10月 第1回環境審議会開催 12月 西三河5都市連携による首長誓約	4月 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 施行 11月 気候変動の影響への適応計画策定 12月 COP21 及び京都議定書第11回締約国会合（COP/ MOP11）を開催（パリ）→パリ協定採択
	1月 第2回環境審議会開催 3月 豊田市不良な生活環境を解消するた めの条例制定	
28年度 (2016年度)	4月 次世代自動車外部給電設備・機能の設置 に対する補助開始 第1回環境審議会開催 7月 第2回環境審議会開催 11月 SAKURA エコカーフェスタ実施 第3回環境審議会開催	5月 地球温暖化対策計画策定 12月 パリ協定批准
	3月 西三河5市連携による持続可能なエネル ギーアクションプラン策定 新型PHV 公用車納車式 第4回環境審議会開催 第8次豊田市総合計画策定	3月 長期低炭素ビジョン策定
29年度 (2017年度)	6月 第1回環境審議会開催 8月 第2回環境審議会開催	
	3月 豊田市環境基本計画策定 豊田市地球温暖化防止行動計画策定 豊田市一般廃棄物処理基本計画策定	3月 あいち地球温暖化防止戦略2030 策定 愛知県環境学習等行動計画2030 策定
30年度 (2018年度)	6月 SDGs 未来都市に選定 10月 「世界首長誓約／日本」へ参加 環境審議会開催	4月 第5次環境基本計画策定 7月 第5次エネルギー基本計画策定 12月 気候変動適応法施行
	1月 西三河5市環境フェスタ開催 3月 省エネ指針策定 環境審議会開催	3月 愛知県気候変動適応センター設置

所 属 名	業 務 内 容
環境政策課	(1) 環境に係る政策立案に関すること。 (2) 環境に係る調査及び調整に関すること。 (3) 環境基本計画に関すること。 (4) 職員の環境率先行動の管理に関すること。 (5) 自然保護に関すること。 (6) 省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関すること。 (7) グリーン購入の普及促進に関すること。 (8) 環境学習及び環境啓発に関すること。 (9) 再生可能エネルギー等の相談及び啓発に関すること。
環境保全課	(1) 公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関すること。 (2) 環境の常時監視及びその他環境調査に関すること。 (3) 大気測定局の管理に関すること。 (4) 公害の未然防止に係る取組に関すること。 (5) 環境影響評価に関すること。 (6) 化学物質等の環境リスクに係る取組に関すること。 (7) 環境保全に係る取組及び調査研究に関すること。 (8) 環境の状況等の周知に関すること。 (9) 工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関すること。
廃棄物対策課	(1) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 (2) 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (3) 産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること。 (4) 産業廃棄物の適正処理指導に関すること。 (5) 産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関すること。 (6) 産業廃棄物処理に係る苦情処理に関すること。 (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に係る許可及び指導に関すること。
ごみ減量推進課	(1) 清掃事業の総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物の処理計画及び適正処理に関すること。 (3) 一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (5) ごみの発生抑制、再使用及び再利用の促進に関すること。 (6) ごみの統計資料等の作成に関すること。 (7) リサイクルステーション及びリユース工房の運営管理に関すること。
清掃業務課	(1) 分別ごみの収集に関すること。 (2) 指定ごみ袋に関すること。 (3) 粗大ごみに関すること。 (4) ごみの不法投棄に関すること。 (5) し尿の収集に関すること。 (6) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 (7) 空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること。 (8) 路上喫煙防止等に関すること。

所 属 名	業 務 内 容
清掃施設課	(1) 一般廃棄物処理施設の運営管理に係る総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。 (3) 一般廃棄物処理手数料(清掃施設課所管施設に限る。)の徴収に関すること。 (4) 清掃事業所の維持管理に関すること。 (5) プラスチック製容器包装資源化施設の運営管理に関すること。
渡刈クリーンセンター	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物の焼却及び資源化並びに焼却残さの処分及び有効利用に関すること。 (3) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
藤岡プラント	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物の焼却及び焼却残さの処分に関すること。 (3) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
緑のリサイクルセンター	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物(刈草、せん定枝及び食品残さに限る。)の資源化及び有効利用に関すること。
グリーン・クリーンふじの丘	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処理及び資源化に関すること。 (3) 勘八不燃物処分場の維持管理に関すること。
逢妻衛生プラント、砂川衛生プラント	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 (3) 汚水処理に係る調査、分析及び統計に関すること。

3 開発に関する法規制等(平成31年3月31日現在)

[開発審査課]

(1) 土地に関する規制

規制に関わる項目		所管(市ではない場合)	市の担当課	規制などの内容
農地	農用地区域		農政課	農振除外(農用地等以外の目的に利用)
	一般農地		農業委員会事務局	農地転用許可、届出(農地以外に転用)
山林	保安林	豊田加茂農林水産事務所	森林課	指定の解除、行為許可等
	地域森林計画対象民有林	豊田加茂農林水産事務所	森林課	伐採の届出(立木の伐採)
林地	林地開発許可(1ha超の開発)		森林課	林地開発許可(1ha超の開発)
林道	林業目的以外で通行する場合等		森林課	使用許可等
道路	工事の承認		土木管理課	道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	道路の占用の許可		土木管理課	道路を占用する場合
河川	工事の承認		土木管理課	河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可		土木管理課	河川区域内の土地を占用する場合
	土地の掘削等の許可		土木管理課	土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地			土木管理課	都市計画法第32条協議(従前の道水路を含む場合)
国定公園	特別地域	西三河県民事務所	開発審査課	特別地域内行為許可(禁止行為あり)
	普通地域	西三河県民事務所	開発審査課	普通地域内行為届出
要措置区域等(土壤汚染対策法)			環境保全課	土地の形質の変更の禁止、届出等
指定区域(廃棄物処理法)			廃棄物対策課	土地の形質の変更の届出
風致地区			都市計画課	風致地区内行為許可
生産緑地地区			都市計画課	生産緑地地区内における行為の制限
緑化地域			公園緑地管理課	都心中心部での緑化率の義務化
砂防指定地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	砂防指定地内行為許可
急傾斜地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	地すべり防止区域内行為許可
土砂災害の指定区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	特定の開発行為許可
宅地造成工事規制区域			開発審査課	宅地造成規制に関する許可
保護動植物の生息地			環境政策課	区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地			文化財課	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出等
伝統的建造物群保存地区			文化財課	伝統的建造物群保存地区における現状変更行為の許可
排水		各土地改良区	農地整備課	排水承諾区域内の行為
指定緑地			公園緑地管理課	指定緑地内についての行為

(2) 行為に関する規制

規制項目	規制及び許可などの内容	所管(市ではない場合)	市の担当課
開発行為等	建築物等の建築等を目的とする造成行為	開発許可	開発審査課
	1haを超える開発	大規模行為届出	西三河県民事務所(豊田庁舎)
土地改変	3,000㎡以上の土地の改変	届出(法、県条例)	環境保全課
	指定区域の形質の変更	届出(廃棄物処理法)	廃棄物対策課
建築物等	建築物・工作物の構造	確認申請	建築相談課
	建設リサイクル法に基づく建設工事	届出	建築相談課
工場立地	敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積の合計が 3,000 ㎡以上の工場における環境施設面積率等	届出(工場立地法)	ものづくり産業振興課
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
	産業廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
雨水浸透阻害行為	境川・猿渡川流域内での 500 ㎡以上の雨水浸透阻害行為	行為許可	河川課

(3) 行政的指導

指導に関する項目及び指導事項の内容				市の担当課
水質保全等	矢作川水系	3000 m ² 以上の開発	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	環境政策課
		公共事業	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	河川課
		汚水に関すること		環境保全課
	矢作川・境川水系	開発行為等	雨水流出抑制機能の充実	河川課
		20ha以上の開発	豊田市環境保全調整会議の設置	環境政策課
温暖化防止	駐車場、自動車ターミナルその他自動車等が出入りする場所を管理する者	使用者に対しアイドリング・ストップ実行の周知	環境政策課	

4 環境関連例規

(1) 条例(平成31年3月31日現在)

【環境保全】

○**豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例**(H26.3.25 制定/未来都市推進課)

再生可能エネルギーの導入の推進に関し、基本原則を定め、市・事業者・市民の共通の責務を明らかにするとともに、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策の基本方針を定めている。

○**豊田市環境基本条例**(H8.9.30 全部改正/環境政策課)

「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。

○**豊田市の環境を守り育てる条例**(H18.3.30 制定/H24.12.27 改正/H28.3.30 一部改正/環境政策課)

市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

○**豊田市不良な生活環境を解消するための条例**(H28.3.30 制定/環境保全課)

不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する事項を定めることにより、その状態の解消を図り、市民の安全で快適な生活環境の確保を目指す。

【環境衛生】

○**豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例**(H5.3.31 全部改正/H30.12.28 一部改正/ごみ減量推進課)

資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物の発生抑制及び再利用を促進することにより一般廃棄物を減量し、並びに一般廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。

○**豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例**(H18.3.30 制定/H28.12.26 一部改正/廃棄物対策課)

産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。

○**豊田市一般廃棄物処理施設条例**(S37.3.27 制定/H30.12.28 一部改正/清掃施設課)

豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○**豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例**(H17.9.30 制定/廃棄物対策課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

○**豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例**(H24.3.30 制定/廃棄物対策課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めている。

○**豊田市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例**(H11.3.29 制定/H28.12.26 一部改正/ごみ減量推進課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果の縦覧の手続と、利害関係を有する者の意見書の提出方法に関し、必要な事項を定めている。

○**豊田市浄化槽保守点検業者登録条例**（H9. 12. 24 制定／下水道施設課）

浄化槽による、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

○**豊田市路上喫煙の防止等に関する条例**（H30. 3. 26 制定／清掃業務課）

路上喫煙の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、もって安心かつ安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

【都市計画】

○**豊田市屋外広告物条例**（H9. 12. 24 制定／建築相談課）

屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。

○**豊田市景観条例**（H20. 3. 28 制定／建築相談課）

景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりと潤いのある美しいまちとすることを目的とし、良好な景観の形成に関して必要な事項を定めている。

○**豊田市緑化推進条例**（H24. 3. 30 制定／公園緑地管理課）

豊田市の緑化地域における建築物の緑化率等の最低限度の設定その他必要な措置を講ずることにより、緑あふれる良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

○**豊田市市街地における緑の保全条例**（H元. 3. 27 制定／公園緑地管理課）

市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。

○**豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例**（H5. 3. 31 制定／建築相談課）

建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

○**豊田市開発事業に係る手続等に関する条例**（H29. 3. 22 制定／開発審査課）

周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置その他必要な事項を定めている。

【下水道】

○**豊田市公共下水道条例**（S61. 9. 20 制定／料金課・下水道施設課）

下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

【市民施設】

○**豊田市自然観察の森条例**（H2. 3. 28 制定／環境政策課）

豊田市自然観察の森の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○**豊田市低炭素社会モデル地区施設条例**（H24. 3. 30 制定／未来都市推進課）

豊田市低炭素社会モデル地区施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

(2) 告示(平成31年3月31日現在)

●区域指定等

○環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

(H24.3.23告示/H30.6.26改正/環境保全課)

○騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(H10.3.13告示/H27.4.22改正/H30.6.26改正/環境保全課)

○振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(H10.3.13告示/H27.4.22改正/H30.6.26改正/環境保全課)

○悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定

(H17.3.29告示/H25.3.25改正/H30.6.26改正/環境保全課)

○屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定 (H10.3.31告示/H29.3.21改正/建築相談課)

○良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定

(H13.9.18告示/H17.2.17改正/建築相談課)

○廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定

(H18.2.22告示/H19.4.19告示/H21.2.6告示/H27.1.14告示/H27.9.3告示/廃棄物対策課)

○一般廃棄物処理実施計画の策定 (H31.3.29告示/ごみ減量推進課)

○豊田市駅周辺区域路上喫煙禁止区域の指定 (H31.3.1告示/清掃業務課)

5 環境関連資料

●発行物

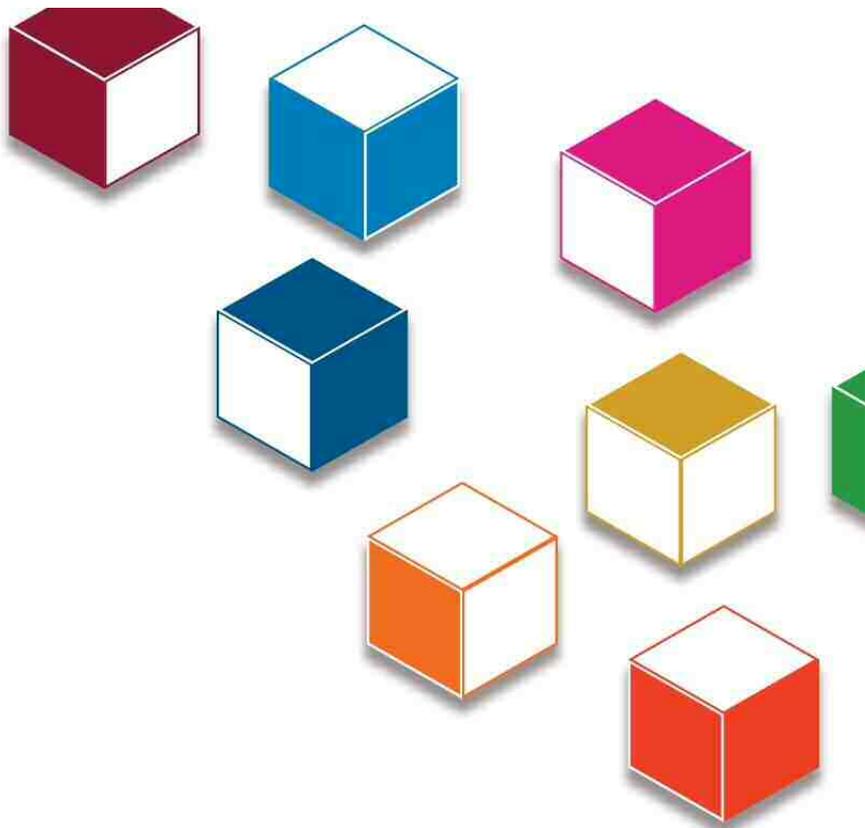
名 称	担当課	発行年月	内 容
豊田市環境基本計画	環境政策課	H30. 3	本市の環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示すもの (計画期間:平成 30~37 年度)
豊田市地球温暖化防止行動計画	環境政策課	H30. 3	本市の地球温暖化対策に関する目標や施策の基本的方向を示すもの (計画期間:平成 30~37 年度)
平成 30 年版 環境調査報告書	環境保全課	H30. 9	平成 29 年度の市の調査、規制の状況、調査測定、データ、実績報告
豊田市一般廃棄物処理基本計画	ごみ減量推進課	H30. 3	本市の一般廃棄物処理に関する目標や具体的な施策等を示すもの (計画期間:平成 30 年度から 8 年間)
平成 30 年版 豊田市の清掃事業	ごみ減量推進課	H30. 9	平成 29 年度の清掃事業の概要
平成 29 年度 豊田市下水道事業年報	経営管理課	H30. 8	平成 29 年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方 (2019 年度版ごみカレンダー)	ごみ減量推進課	H31. 3	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	ごみ減量推進課	H31. 3	ごみの分別の方法や資源リサイクル等を分かりやすく解説

●自然シリーズ

[環境政策課]

題 名	発行年月	題 名	発行年月
豊田の昆虫Ⅲ (猿投山の昆虫 1)	H 1. 3	豊田のクモ	S62. 3
豊田の昆虫Ⅳ (猿投山の昆虫 2)	H 2. 3	豊田市の活断層と地震	H11. 3
豊田の昆虫Ⅴ (チョウとガ)	H12. 3	豊田市自然環境基礎調査報告書	H17. 4
豊田の植物ⅩⅠ (樹木の花)	H10. 3	豊田の生きものたち～生物多様性を知る～	H21. 5
豊田の魚Ⅱ (池沼編)	H 8. 12	自然観察の森ガイドブック 森の仲間に会いに行こう!	H25. 4

※平成 30 年 3 月 31 日現在販売中のもの



令和元年版 環境報告書

令和元年12月発行

発行 豊 田 市
編集 環境部環境政策課

〒471-8501 豊田市西町3-60
TEL 0565-34-6650
FAX 0565-34-6759
E-mail : kansei@city.toyota.aichi.jp



未来のために、いま選ぼう。



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

